

第3期
美祢市子ども・子育て支援事業計画

素案

令和7年●月

美祢市

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	5
1 子ども・子育て支援事業計画の概要.....	5
(1) 計画の背景と趣旨.....	5
(2) 計画の位置付け.....	5
(3) 計画の対象.....	6
2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方について.....	6
(1) 近年の国の動向.....	6
(2) 子ども・子育て支援事業の追加.....	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	8
1 人口等の動向.....	8
(1) 年齢3区分別人口の推移と予測.....	8
(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測.....	9
(3) 出生数と死亡数の推移.....	9
(4) 婚姻数と離婚数の推移.....	10
(5) 未婚率の推移.....	10
(6) 世帯数の推移.....	11
(7) ひとり親世帯の推移.....	11
(8) 女性の年齢階層別就業率の推移.....	12
2 アンケート調査結果にみる本市の特徴.....	13
(1) 調査概要.....	13
(2) 調査結果.....	13
3 第3期計画に向けての課題.....	25
(1) 社会情勢の変化を踏まえたサービスの充実.....	25
(2) 子どもの居場所づくり.....	25
(3) 仕事と子育ての両立支援.....	25
(4) 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実.....	26
(5) 安心して子育てができる環境づくり.....	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念.....	27
2 計画の基本的な視点.....	28
1 子どもたちの健やかな成長を支援する視点.....	28
2 すべての子どもと家庭を支える視点.....	28
3 社会全体で子どもと子育てを支援する視点.....	28

3 基本目標	29
基本目標1 地域における子育ての支援.....	29
基本目標2 子どもや母親の健康の確保及び増進.....	29
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	29
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	30
基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	30
基本目標6 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取組の推進.....	30
4 施策の体系	31
第4章 行動計画.....	32
基本目標1 地域における子育ての支援	32
(1) 地域における子育て支援サービスの充実.....	32
(2) 子育てしやすい地域づくり.....	34
(3) 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進.....	36
(4) こどもまんなか社会の実現.....	37
基本目標2 子どもや母親の健康の確保及び増進	38
(1) 子どもや母親の健康の確保.....	38
(2) 「食育」の推進.....	40
(3) 思春期保健対策の充実.....	41
(4) 医療体制の充実.....	42
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備	43
(1) 次代の親の育成.....	43
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備.....	44
(3) 就学前教育の充実.....	47
(4) 家庭や地域の教育力の向上.....	48
(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	49
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	50
(1) 良質な住宅の確保.....	50
(2) 安心して外出できる環境の整備.....	51
(3) 子どもの安全の確保.....	52
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	53
(1) ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し.....	53
(2) 男女共同参画社会の実現.....	54
基本目標6 支援を必要とする子どもへの きめ細かな取組の推進	55
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	55
(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進.....	56

(3) ヤングケアラーへの支援.....	57
(4) 障害児施策の充実.....	58
第5章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制	60
1 教育・保育の提供区域の設定.....	60
2 定期的な教育・保育事業の提供体制.....	60
(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方	60
(2) 教育・保育事業の提供体制	60
(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	62

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1)計画の背景と趣旨

近年、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、子どもの貧困問題、ひとり親家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

国においては、待機児童の解消や子育て家庭の負担感、孤立感に対応するため、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27(2015)年から「子ども・子育て新制度」が施行されました。全国的な課題となっていた待機児童については、「子育て安心プラン」(平成29(2017)年6月)等に基づき保育の受皿整備が進められ、令和5(2023)年4月現在、全国の8割以上の自治体で解消されています。

令和5(2023)年5月には子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、その翌月には「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

一方で、少子化の進行や人口減少は歯止めがかからず、令和5年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回っており、安心して子どもを産み育てられるよう、さらなる支援の充実が求められます。

本市では、平成27(2015)年度には「美祢市子ども・子育て支援事業計画」、令和2(2020)年には「第2期美祢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、美祢市の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設などの社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ち合うまちづくりを進めてきました。この度、第2期計画が令和6(2024)年度で最終年度を迎えることから、社会状況の変化や子ども本人の希望、保護者のニーズに対応しながら子育て支援施策の充実を図るため、「第3期美祢市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2)計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。併せて、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として位置付け、次世代育成支援対策推進法に基づく改正行動計画策定指針に基づき策定します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組をみんなで推進する国民運動計画「すこやか親子21(第2次)」(平成27(2015)年度～令和6(2021)年度)の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、本計画は、「美祢市総合計画」の個別計画として位置付け、「美祢市地域福祉計画」「美祢市障害者計画」「美祢市障害福祉計画・障害児福祉計画」「美祢市男女共同参画しあわせプラン」「美祢市健康増進計画」などの各分野別計画とも整合性を図ります。

(3)計画の対象

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、昭和50（1975）年に2.0を下回って以来低下傾向で推移し、令和5（2023）年には時点において1.20と過去最低を更新しました。

国では少子化対策として様々な子育て支援に取り組んでおり平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定、平成22（2010）年に子ども・子育てを取り巻く社会情勢を反映し新たな支援制度を構築するため、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。平成24（2012）年には「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。その後、共働き世帯の増加など社会情勢の変化への対応として、「小1の壁」を打破するための「放課後子ども総合プラン」が平成26（2014）年に策定、平成30（2018）年に改訂されています。さらに、令和元（2019）年には子育て世代の経済的な負担軽減を図るとともに、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的として、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

これらを踏まえた第3期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

(1)近年の国の動向

【こども家庭庁の発足（令和5（2023）年4月）】

- 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点に立ち、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を任務としています。

【こども基本法の施行（令和5（2023）年4月）】

- 子どもたちの健やかな成長と権利を守ることを目的とし、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行となりました。こども基本法では、こども施策に関する基本理念や、こども大綱の策定、こども等の意見の反映などについて定めています。

【児童福祉法の一部改正（令和4（2022）年6月）】

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正されるなど、法整備が進められています。

【こども未来戦略（令和5（2023）年12月）】

- 令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されました。若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて策定されています。また、「加速化プラン」において、今後3年間のうちに集中的に取り組む政策が示されています。

(2)子ども・子育て支援事業の追加

第3期計画では今までの地域子ども・子育て支援事業（13事業）に追加して、新たに6つの事業に取り組んでいくとされています。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像

既存事業（13事業）

- ①時間外保育事業(延長保育事業)
- ②放課後児童健全育成事業(児童クラブ)
- ③地域子育て支援拠点事業(子育て広場)
- ④一時預かり事業及び預かり保育事業
- ⑤子育て短期支援事業
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧利用者支援事業
- ⑨乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会
その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業



新規事業

- ⑭産後ケア事業
- ⑮子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)
- ⑯児童育成支援拠点事業(子どもの居場所支援)
- ⑰親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)
- ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ⑲妊婦等包括相談支援事業

■新規事業の内容

事業名		根拠法	事業概要
⑭	新規 産後ケア事業	母子保健法	出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業 ※令和3年度より努力義務、今年度末までの全市町村展開をめざす
⑮	新規 子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)	児童福祉法	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業 例)調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
⑯	新規 児童育成支援拠点事業(子どもの居場所支援)	児童福祉法	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業 例)居場所・食事の提供、生活リズム調整、学習支援、関係機関との調整等
⑰	新規 親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)	児童福祉法	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業 例)講義・グループワーク・ロールプレイ・ペアレントトレーニング等
⑱	新規 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法	認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業
⑲	新規 妊婦等包括相談支援事業	児童福祉法	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業

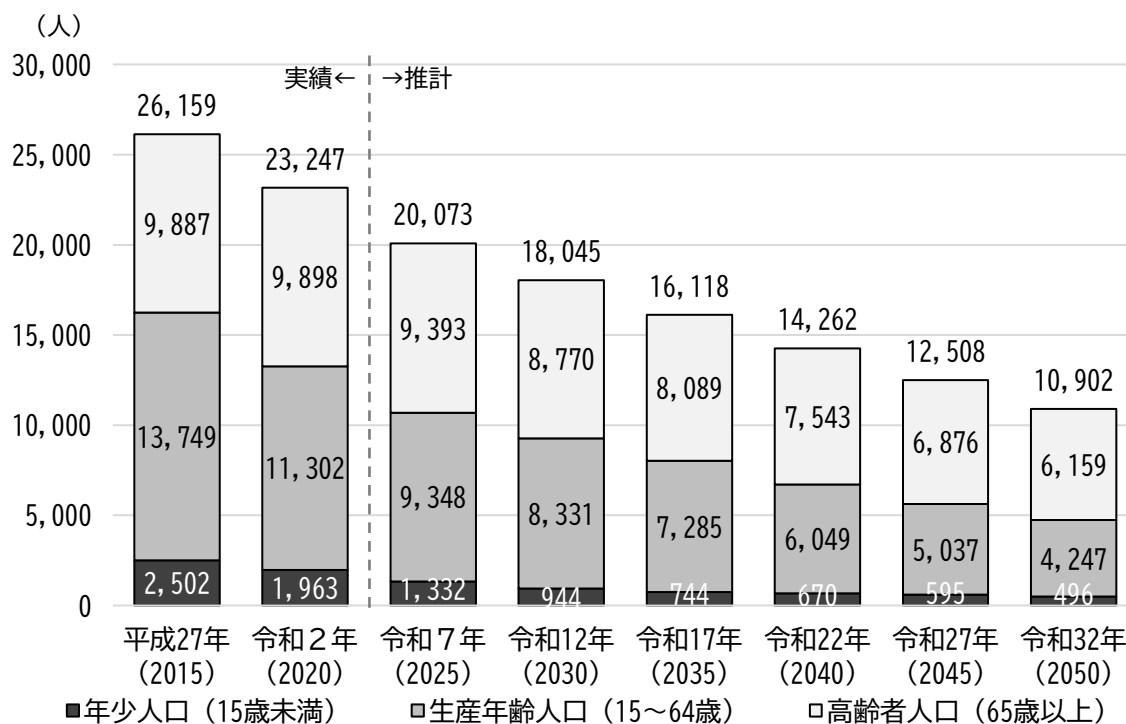
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口等の動向

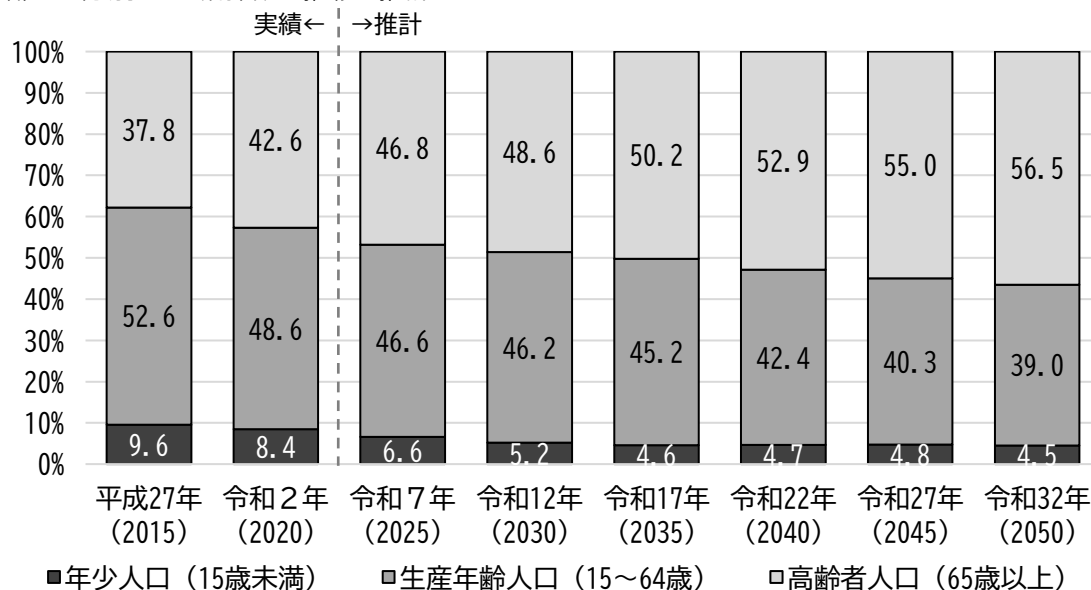
(1)年齢3区分別人口の推移と予測

本市の人口は平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて減少しており、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少、高齢者人口の割合は増加しています。今後も引き続き、少子高齢化及び人口減少が続く見込みとなっています。

■年齢3区分別人口の推移と推計



■年齢3区分別人口(割合)の推移と推計

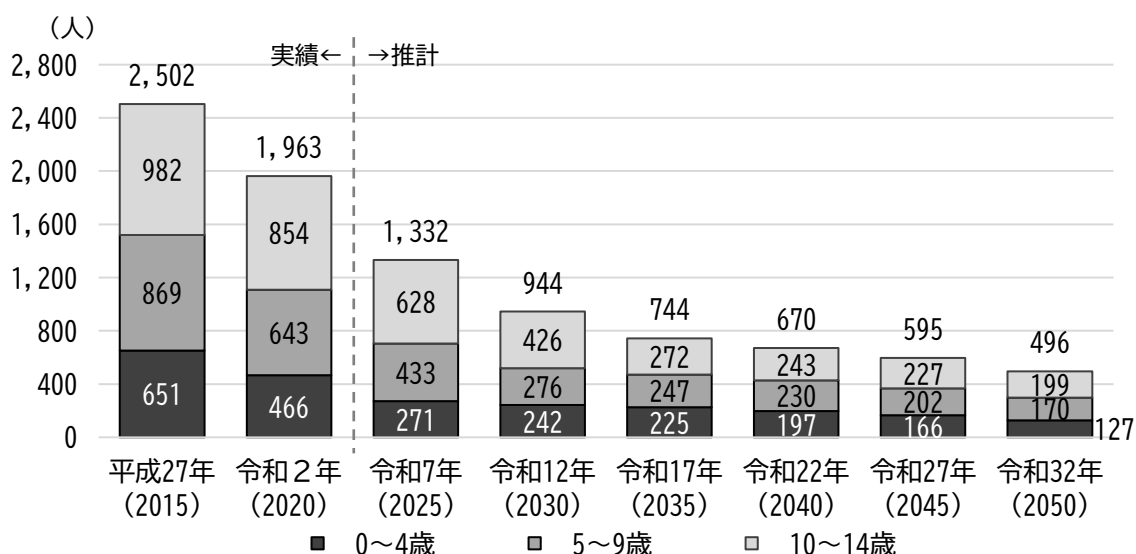


資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2)子ども・子育て対象人口の推移と予測

本市の0～4歳、5～9歳人口、10～14歳人口は減少傾向で推移し、令和12（2030）年時点で1,000人を下回る見込みとなっています。

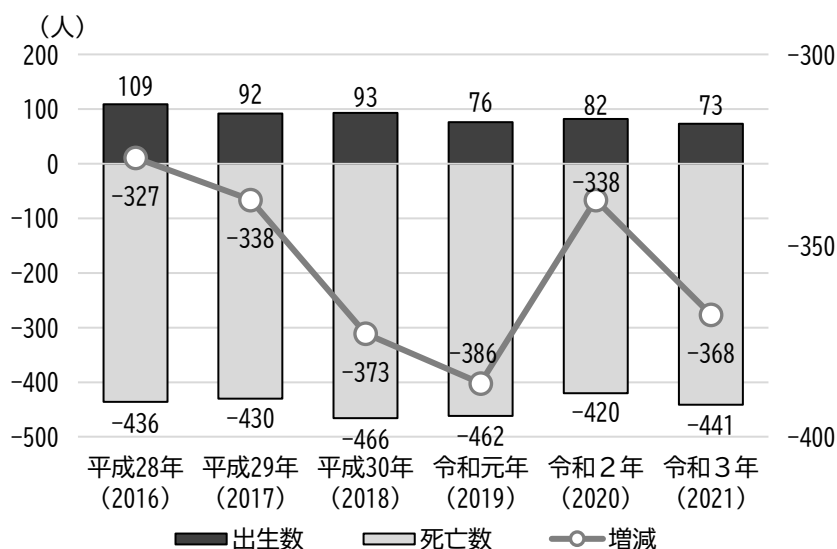
■14歳以下3区分別人口の推移と推計



(3)出生数と死亡数の推移

出生数は概ね減少傾向にあり、令和3（2021）年には73人となっています。死亡数は400人台で推移しており、自然減が続いています。

■出生数と死亡数の推移

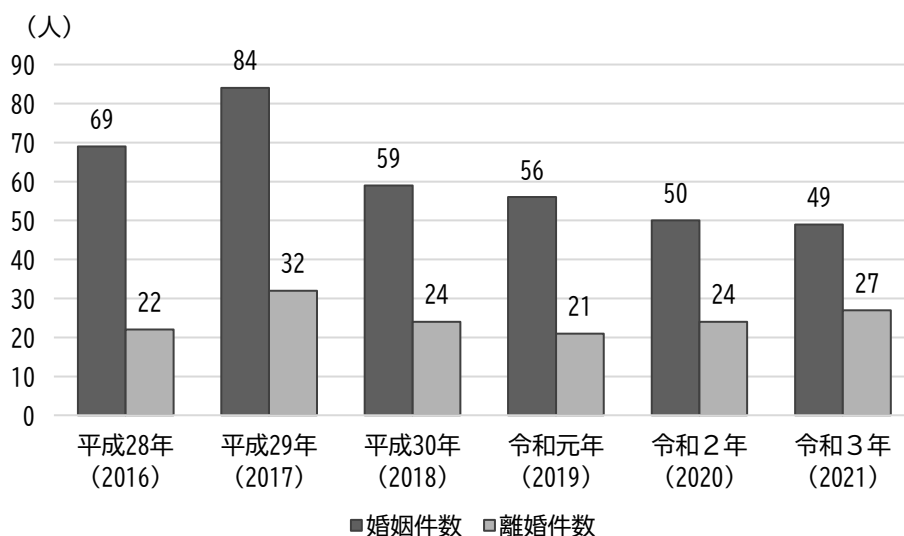


資料：山口県統計年鑑「保健統計年報」

(4) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻数は平成 30（2018）年以降減少傾向で推移しており、離婚件数は 20～30 件程度で推移しています。

■ 婚姻数と離婚数の推移

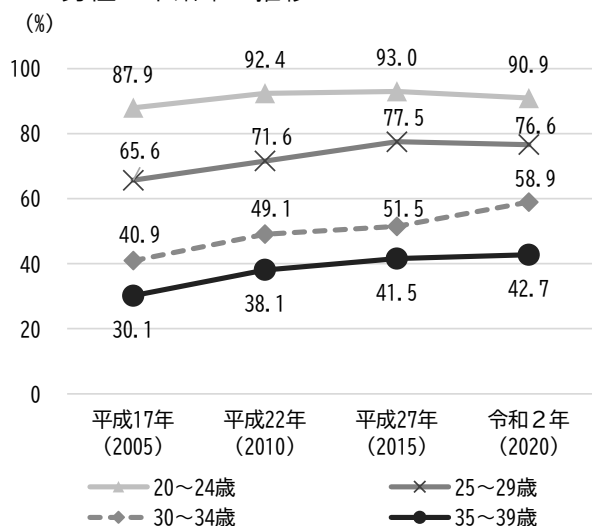


資料：山口県統計年鑑「保健統計年報」

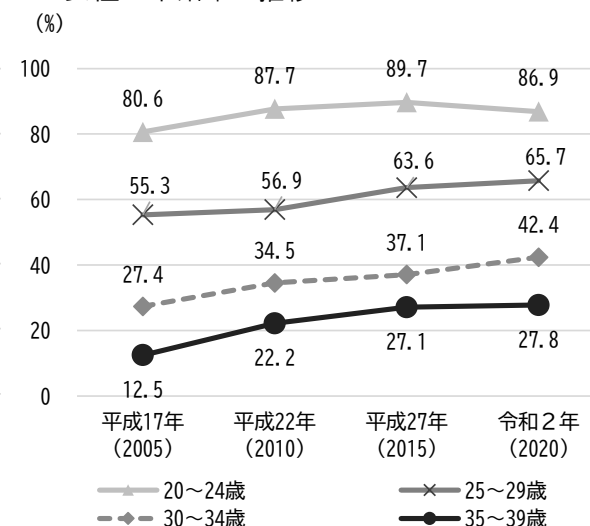
(5) 未婚率の推移

男女どちらにおいても、ほとんどの世代で未婚率が増加しています。

■ <男性> 未婚率の推移



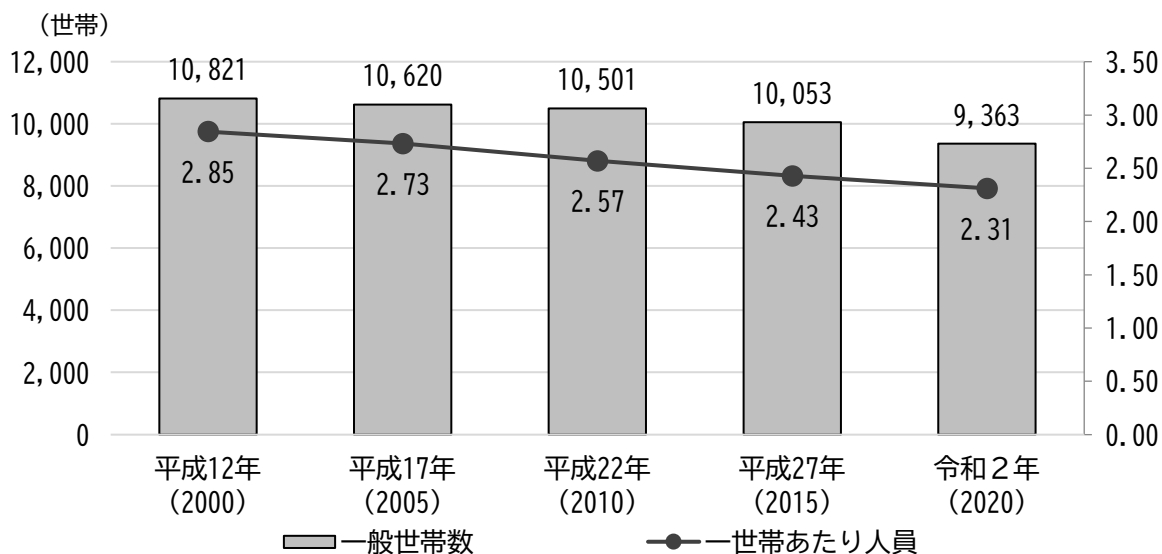
■ <女性> 未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

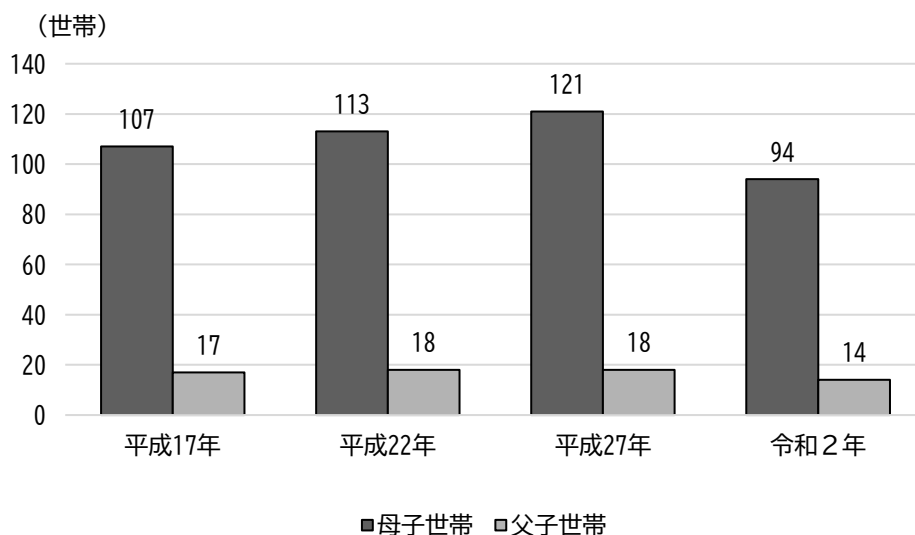
(6)世帯数の推移

一般世帯数は2000（平成12）年以降年々減少傾向にあります。一世帯あたり人員も減少傾向で推移しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。



(7)ひとり親世帯の推移

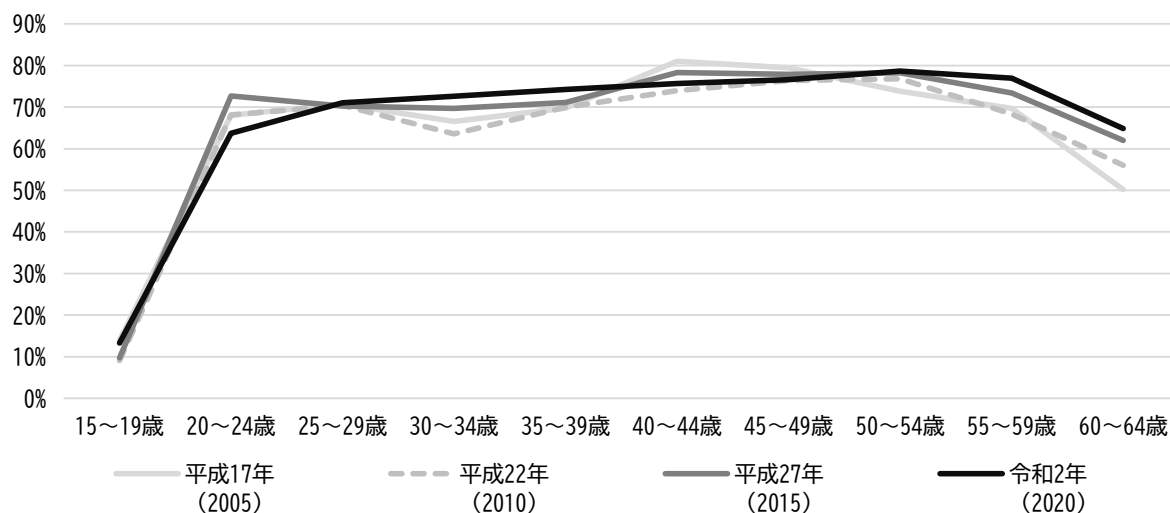
ひとり親世帯数の推移をみると、母子家庭は平成17（2005）年から平成27（2015）年にかけて増加傾向で推移した後、令和2（2020）年には減少に転じ、94世帯となっています。父子家庭は平成22（2010）年以降減少傾向で推移しており、令和2（2020）年で14世帯となっています。



(8)女性の年齢階層別就業率の推移

女性の年齢階層別就業率をみると、平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年頃には出産・育児により退職し子育てが落ち着いた頃に再就職する女性が多いことを示す「M 字カーブ¹」の状況が見られましたが、平成 27 (2015) 年には M 字カーブの落ち込みは緩やかとなり、令和 2 (2020) 年には M 字カーブの状況はほぼ見られません。

■女性の年齢階層別就業率の推移



資料:人口動態統計

¹ M 字カーブ：女性の年齢別就業率において、結婚出産期に当たる 20 歳代後半から 30 歳代にかけて一時低下し、その後上昇しグラフを描くと M 字のカーブになることからこう呼ばれている。

2 アンケート調査結果にみる本市の特徴

(1) 調査概要

- 調査対象者 : 令和5（2023）年12月1日現在、美祢市に住む就学前・小学生の児童を持つ保護者
- 対象数 : 就学前児童 370人 小学生児童 532人
- 調査期間 : 令和6（2024）年1月10日～令和6（2024）年1月31日まで
- 調査方法 : 郵送による配布回収及びWeb回収

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	370件	208件	56.2%
		郵送：133件 Web：75件	
小学生保護者調査	532件	283件	53.2%
		郵送：149件 Web：134件	
合計	902件	491件	54.4%

アンケート結果のグラフについて

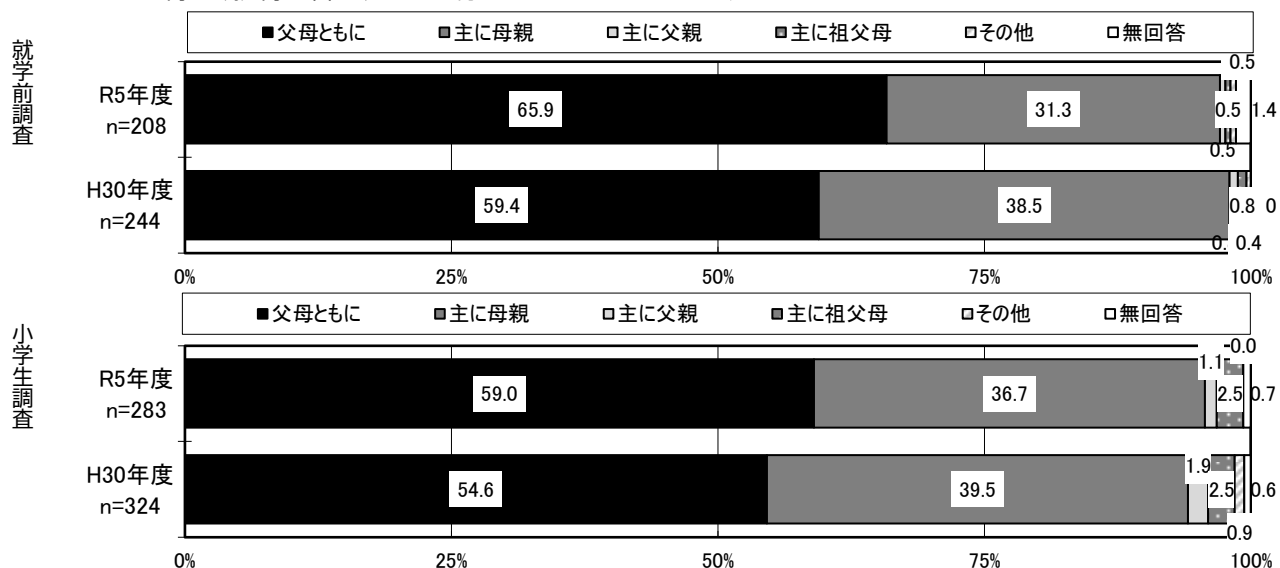
※アンケート結果のグラフ中における「n」「SA」「MA」は、それぞれ
「n」 = サンプル数（回答者数）のこと
「SA」 = 単数回答のこと（Single Answer の略）
「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answer の略）
を示します。

(2) 調査結果

①子育て（教育含む）を主にしている人について

子育てを主に担う人について、就学前、小学生ともに「父母ともに」の割合が高くなっています。

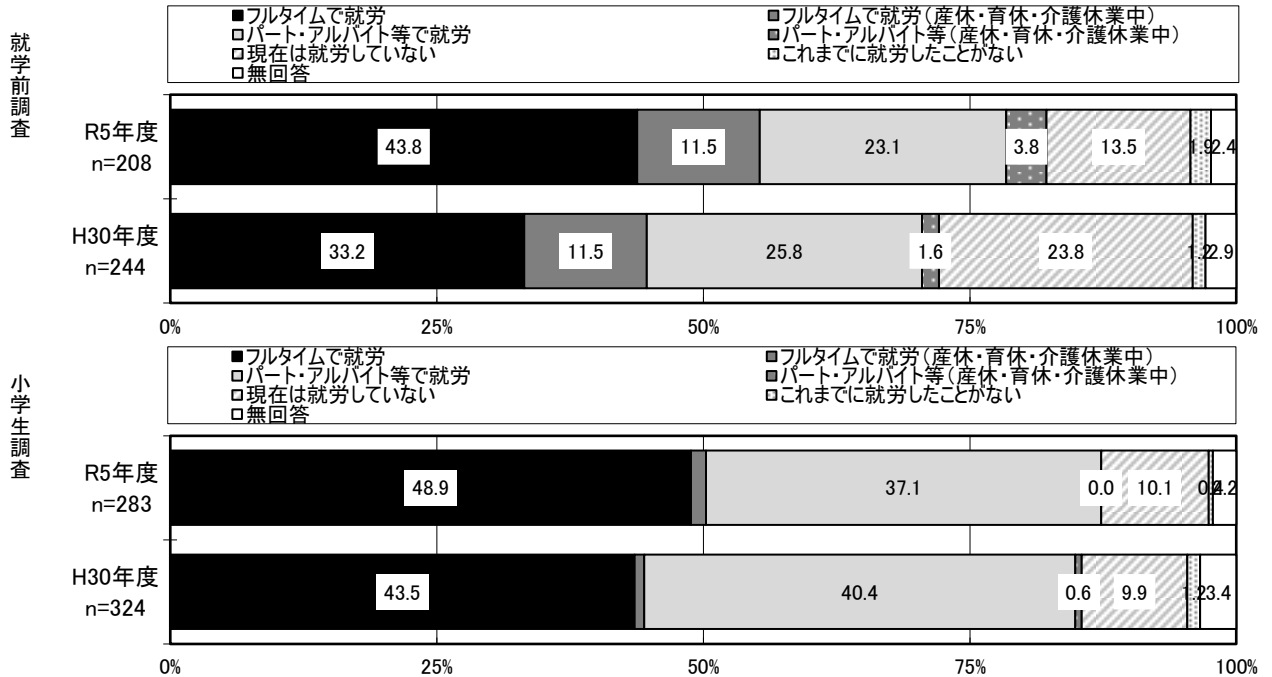
■お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか



②仕事と育児の両立について

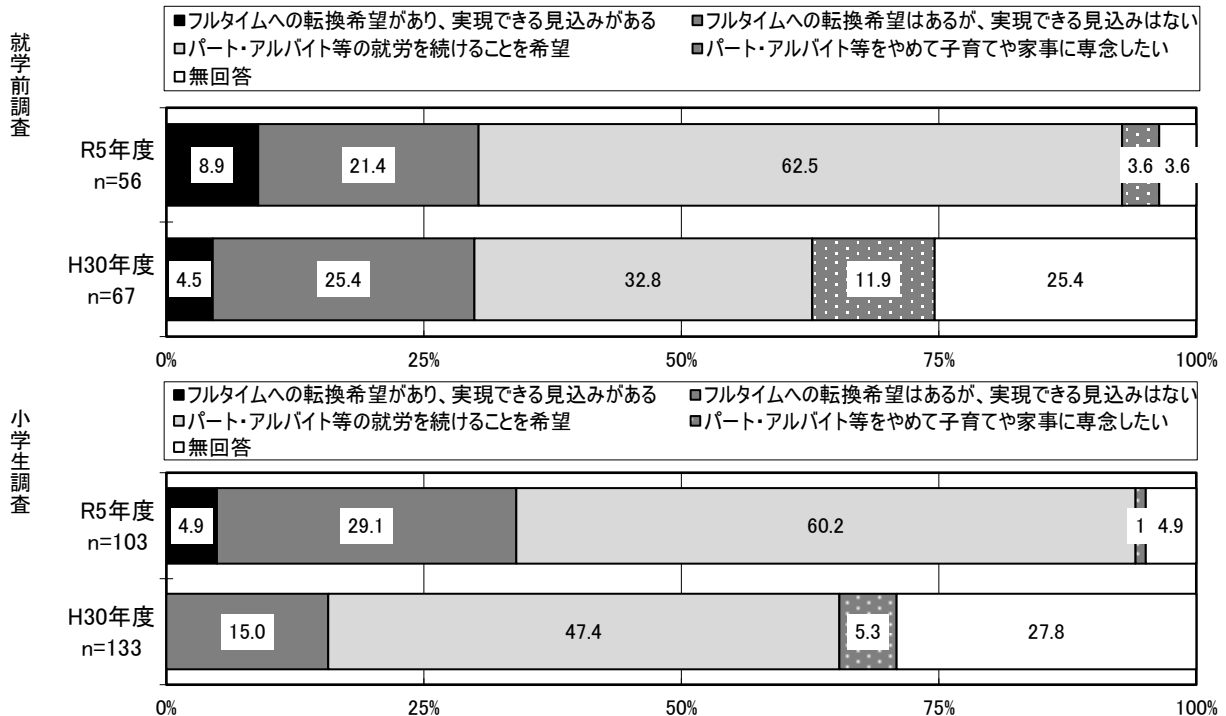
母親の就労状況を経年で比較すると、就学前、小学生ともに「フルタイムで就労」の割合が高くなっています。

■母親の就労状況



母親のフルタイムへの転換希望について経年で比較すると、就学前、小学生ともに「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が高くなっています。

■母親のフルタイムへの転換希望の状況

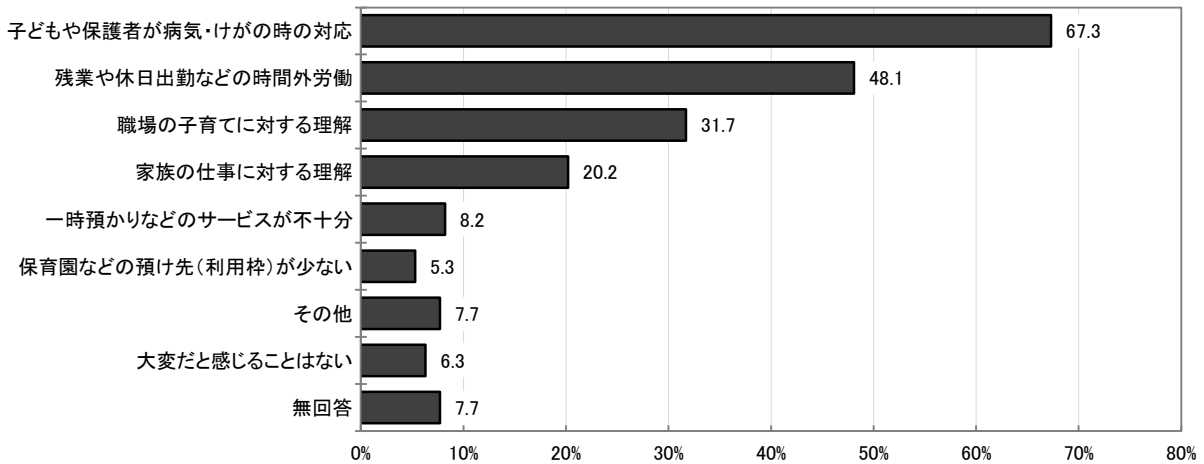


仕事と子育ての両立のために大変なことについて、「子どもや保護者が病気・けがの時の対応」「残業や休日出勤などの時間外労働」「職場の子育てに対する理解」の順に高くなっています。

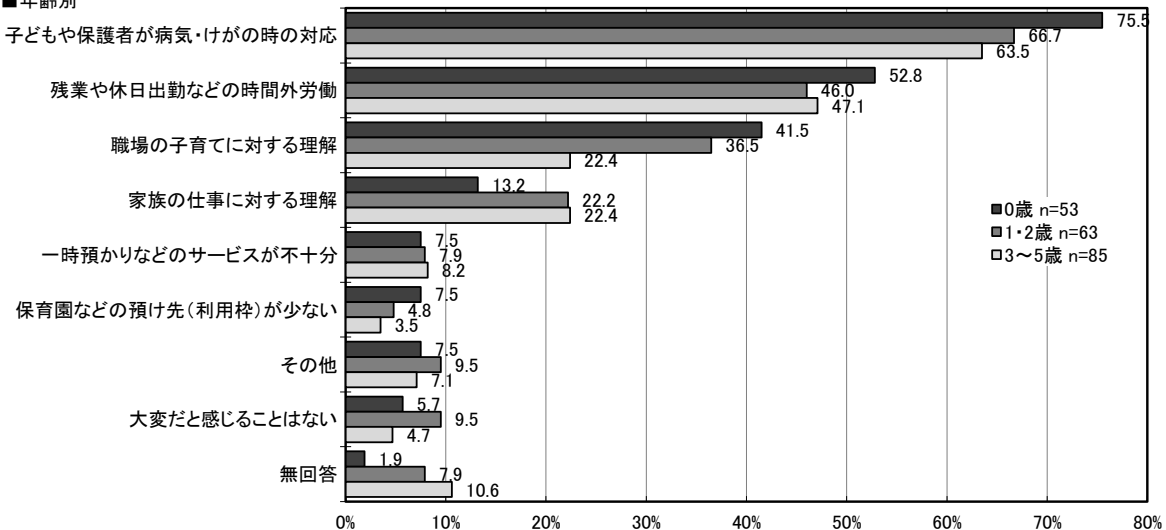
年齢別にみると、0歳、1・2歳では「職場の子育てに対する理解」、1・2歳、3～5歳では「家族の仕事に対する理解」が比較的高くなっています。

■仕事と子育ての両立について大変なこと

(MA) n=208



■年齢別



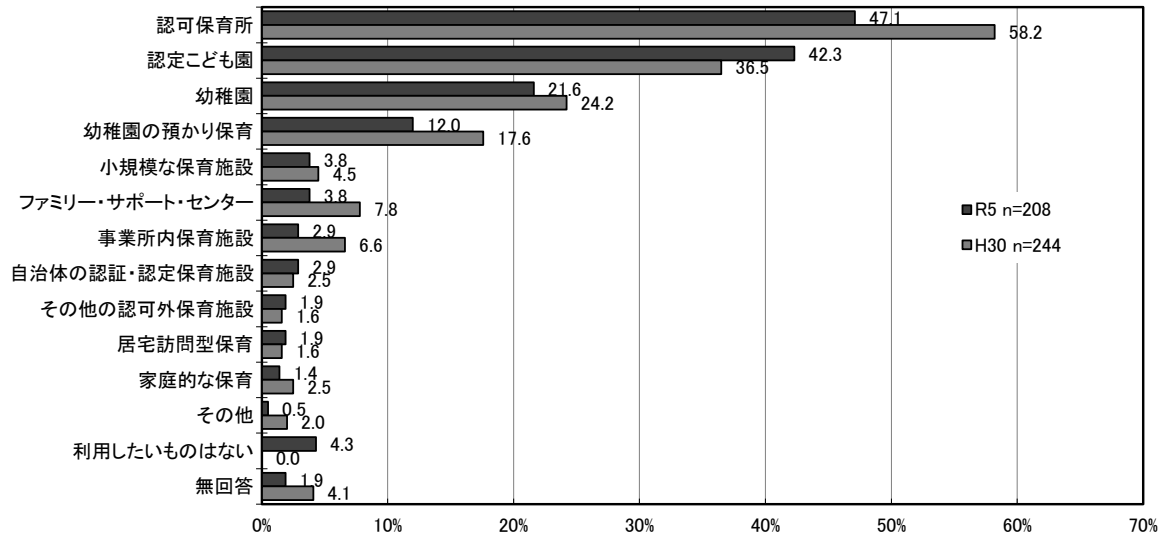
③施設や事業の利用希望

保育サービス等のニーズについて、「認可保育所」が最も高く、次いで「認定こども園」「幼稚園」と続いています。

経年で比較すると、認可保育所の割合が減少し、認定こども園の割合が増加しています。

■平日定期的にご利用したい施設や事業(就学前)

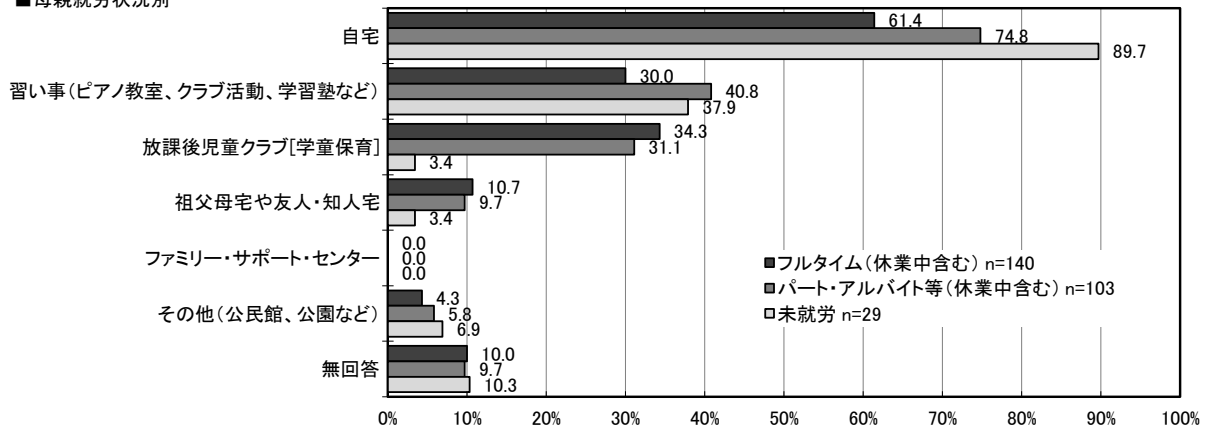
■前回比較



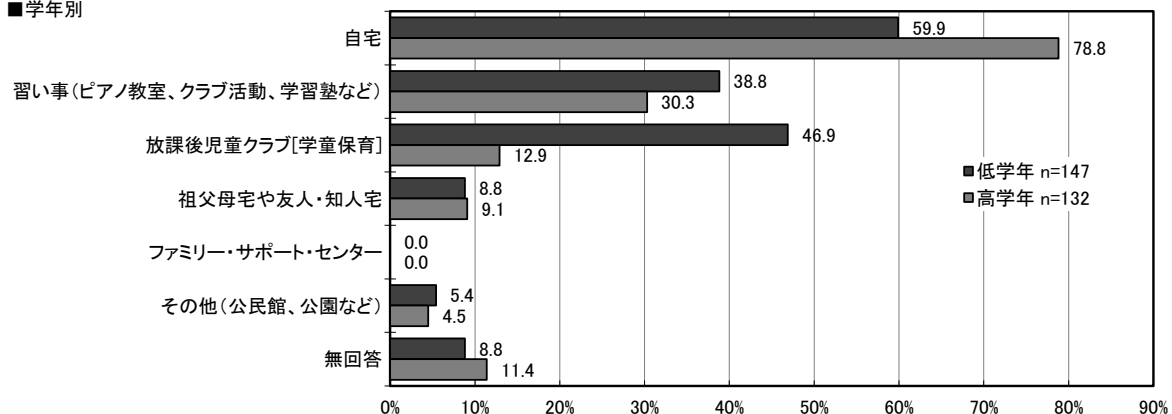
放課後過ごさせたい場所について、母親の就労形態別ではフルタイムとパートアルバイトにおいて「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が高く、学年別では低学年において、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が高くなっています。

■放課後過ごさせたい場所(小学生)

■母親就労状況別



■学年別

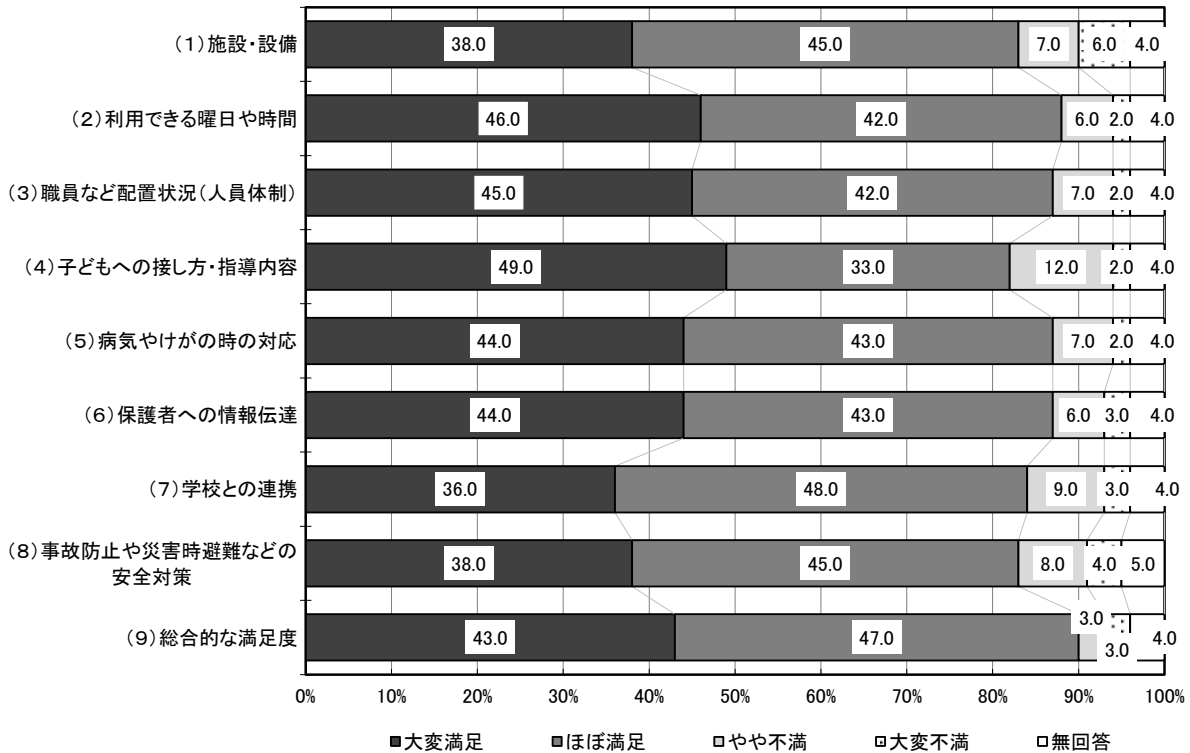


放課後児童クラブの満足度について、いずれの項目でも、「大変満足」「ほぼ満足」の合計が80%を超えています。

「やや不満」「大変不満」を合わせた割合に着目すると「子どもへの接し方・指導内容」「施設・設備」「学校との連携」「事故防止や災害時避難などの安全対策」の順で高くなっています。

■放課後児童クラブの満足度(小学生)

(各SA) n=100

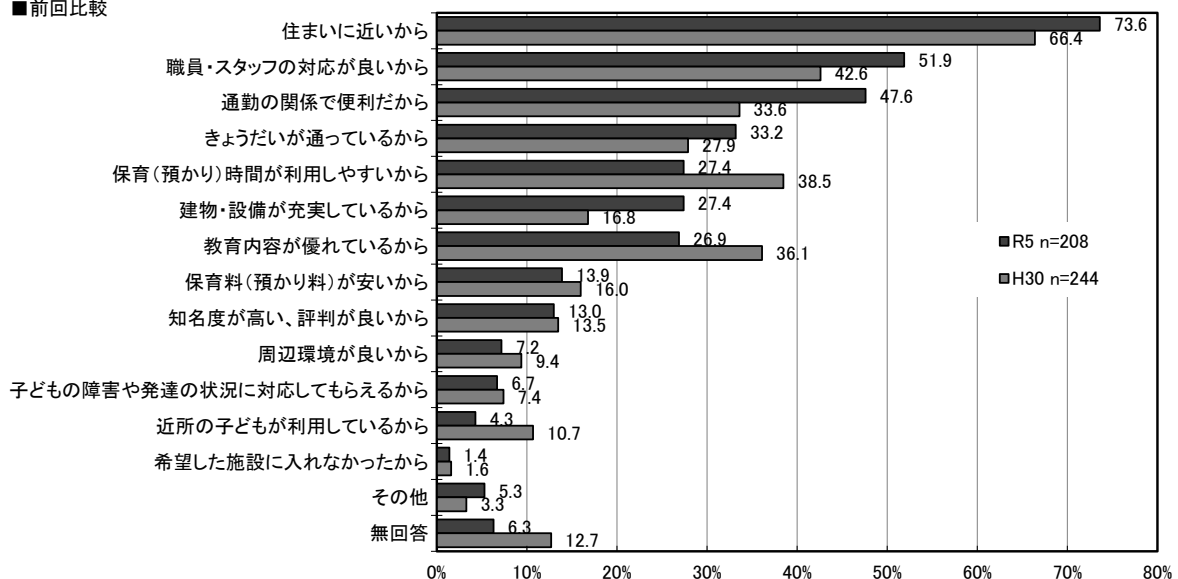


教育・保育施設を利用する際に重視することとして、「住まいに近いから」「職員・スタッフの対応が良いから」「通勤の関係で便利だから」の順で高くなっています。

経年で比較すると、特に「通勤の関係で便利だから」の割合が高くなっています。

■教育・保育施設を利用する際に重視すること

■前回比較

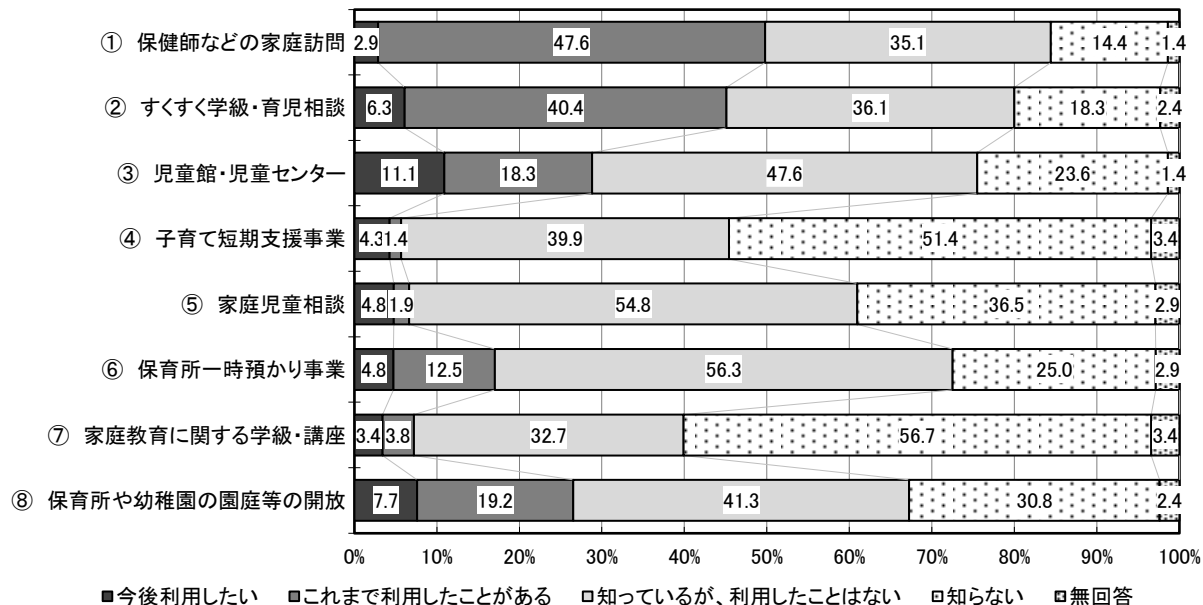


子育て支援の各種サービスの認知度について、「子育て短期支援事業」「家庭教育に関する学級・講座」では「知らない」が過半数を超えています。

「今後利用したい」の割合は「児童館・児童センター」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「すくすく学級・育児相談」の順に割合が高くなっています。

■子育て支援の各種サービスの認知度と利用意向

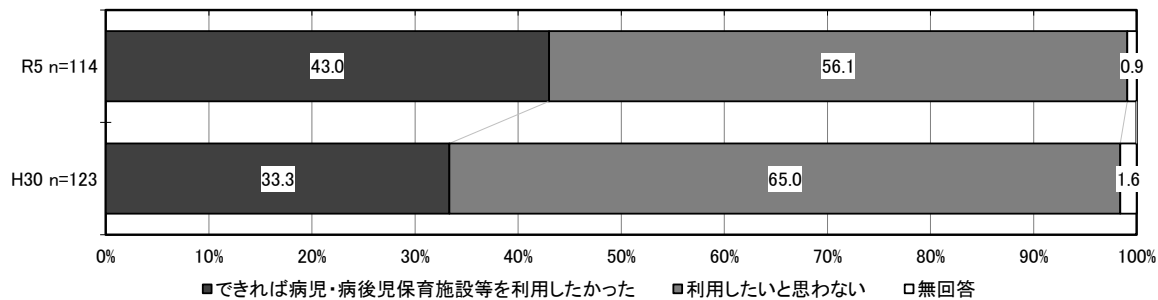
n=208



病児・病後児保育の利用について経年で比較すると、利用を希望する割合が高くなっています。

■病児・病後児保育の利用希望

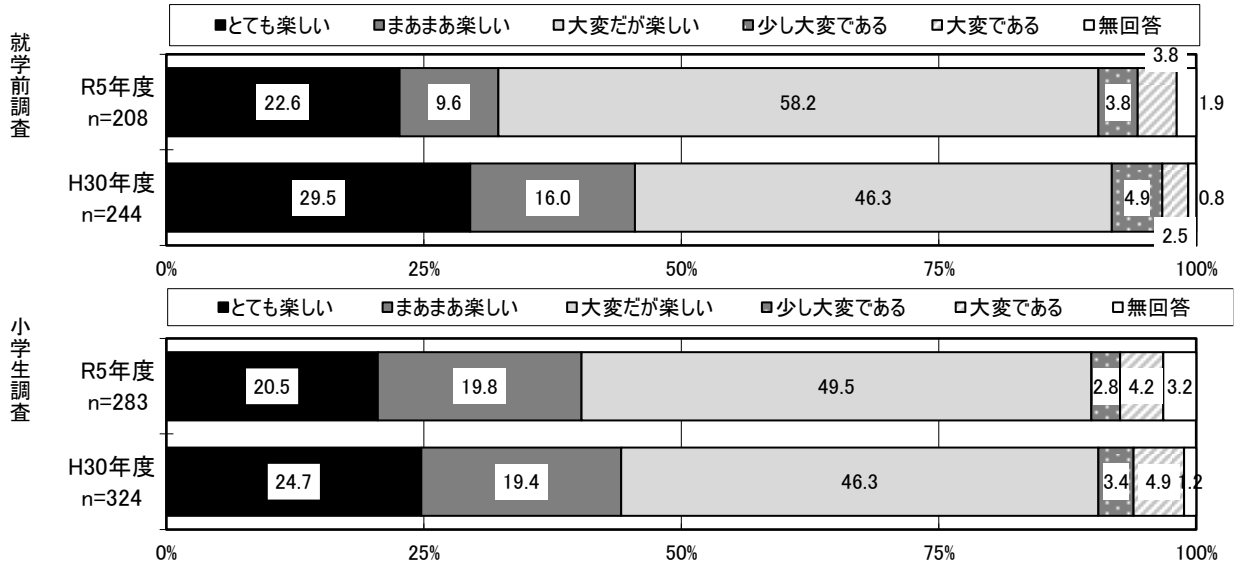
■前回比較



④子育ての楽しさや不安等について

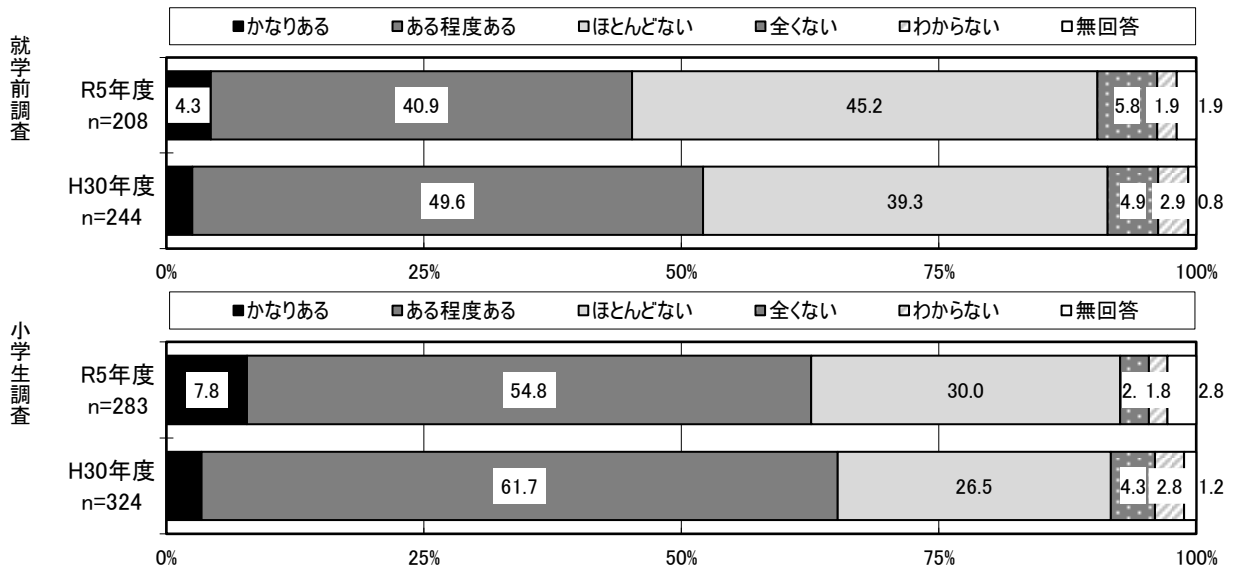
子育ての楽しさについて、就学前・小学生ともに「とても楽しい」の割合は低くなっています。就学前では特に「大変だが楽しい」の割合が高くなっています。

■子育てを楽しんでいるか



育児以外の好きなことをする時間について、就学前・小学生ともに「かなりある」「ある程度ある」を合わせた割合は低くなっています。

■育児以外の好きなことをする時間の有無



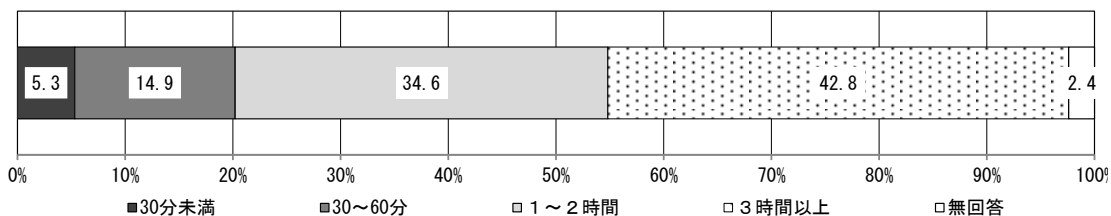
子どもとの対話やふれあいの時間について、小学生は就学前と比較して時間が短くなっている傾向がみられます。

母親の就労形態別にみると、母親が就労している場合に時間が短くなる傾向がみられます。

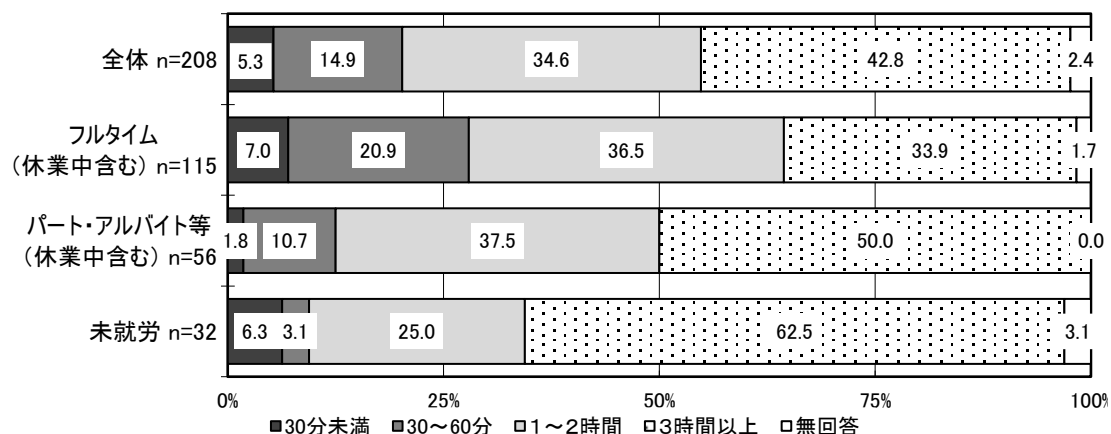
■ 平日に子どもと対話したり触れ合ったりできる時間

就学前調査

(SA) n=208

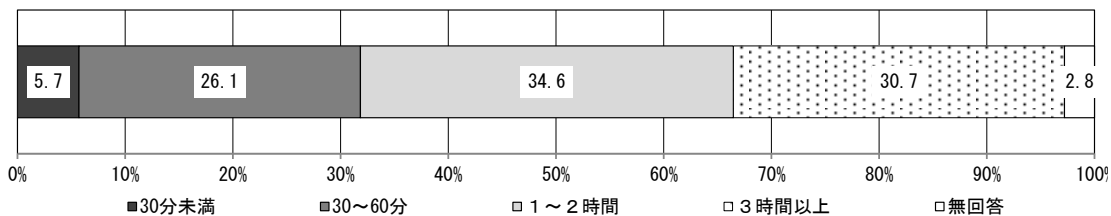


就学前調査・母親の就労形態別

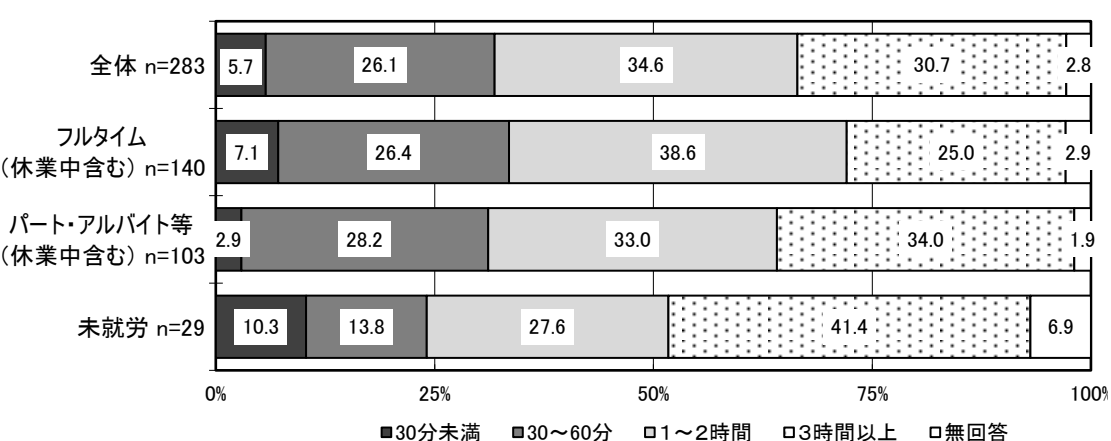


小学生調査

(SA) n=283



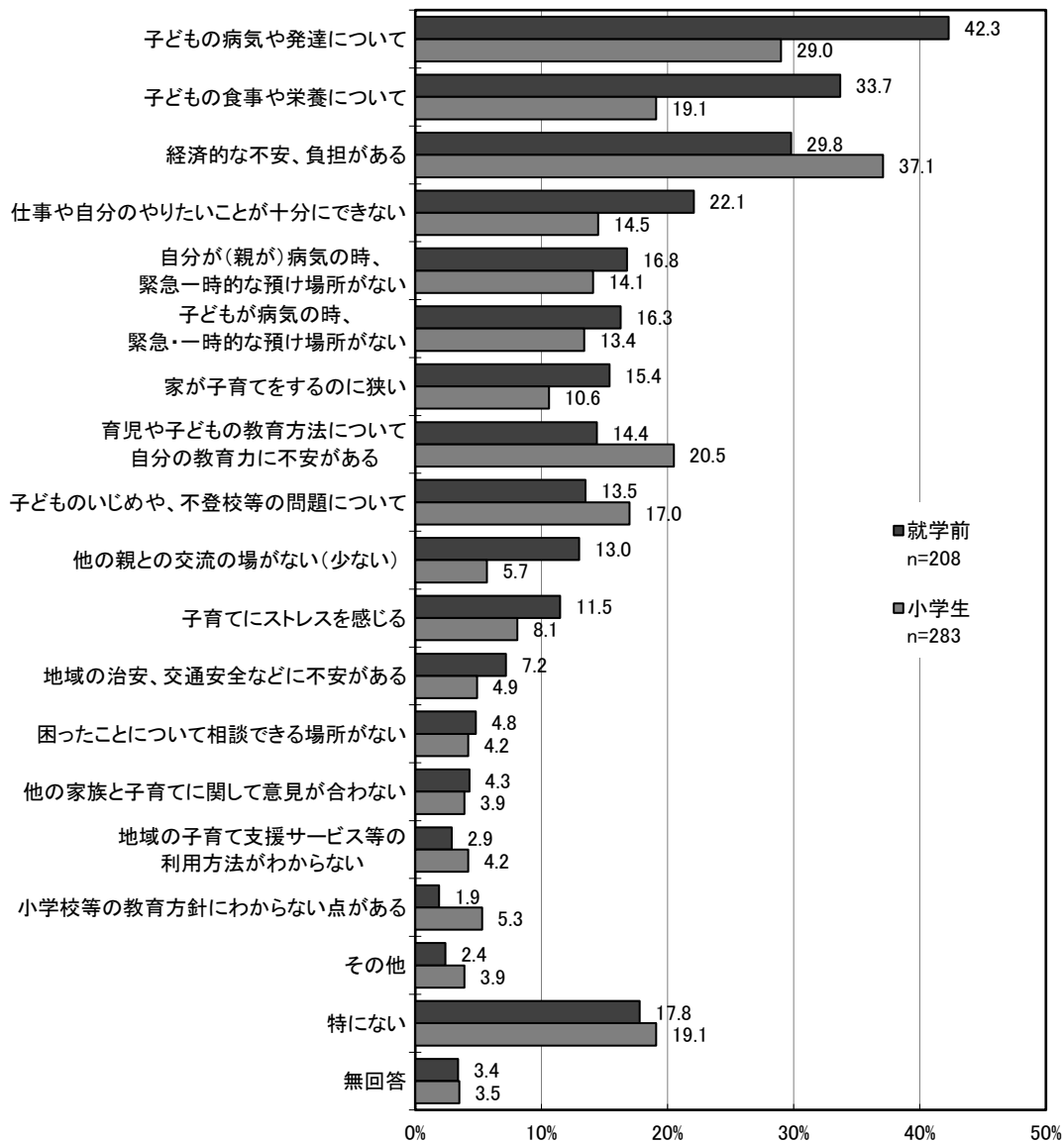
就学前調査・母親の就労形態別



子育ての不安や負担について、就学前では、「子どもの病気や発達について」が最も高く、次いで「子どもの食事や栄養について」「経済的な不安、負担がある」の割合が高くなっています。

小学生では、「経済的な不安、負担がある」が最も高く、次いで「子どもの病気や発達について」「育児や子どもの教育方法について自分の教育力に不安がある」の割合が高くなっています。

■子育ての不安について

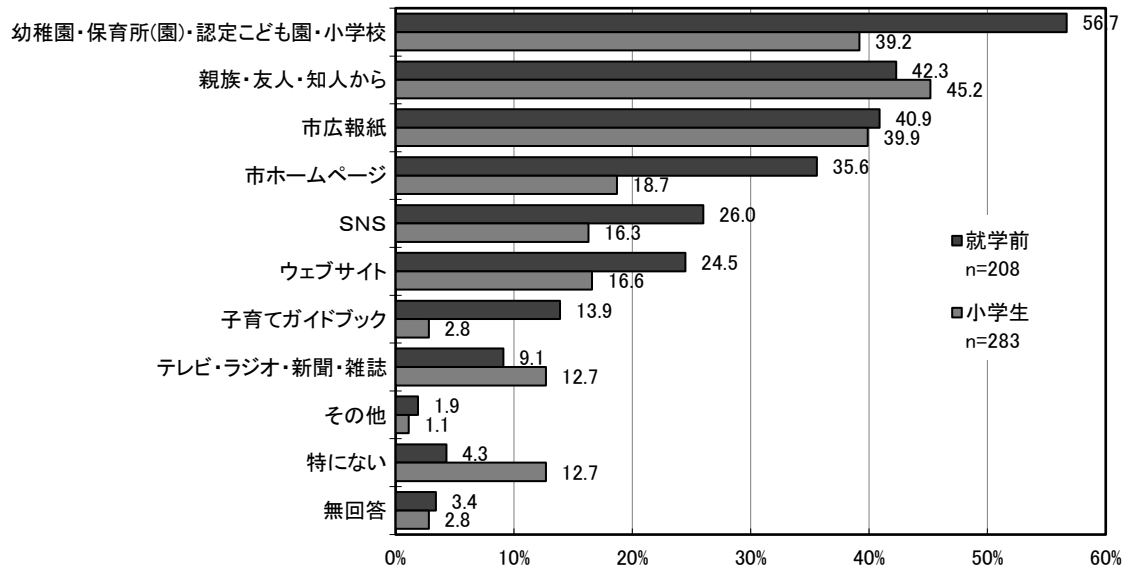


⑤情報の入手について

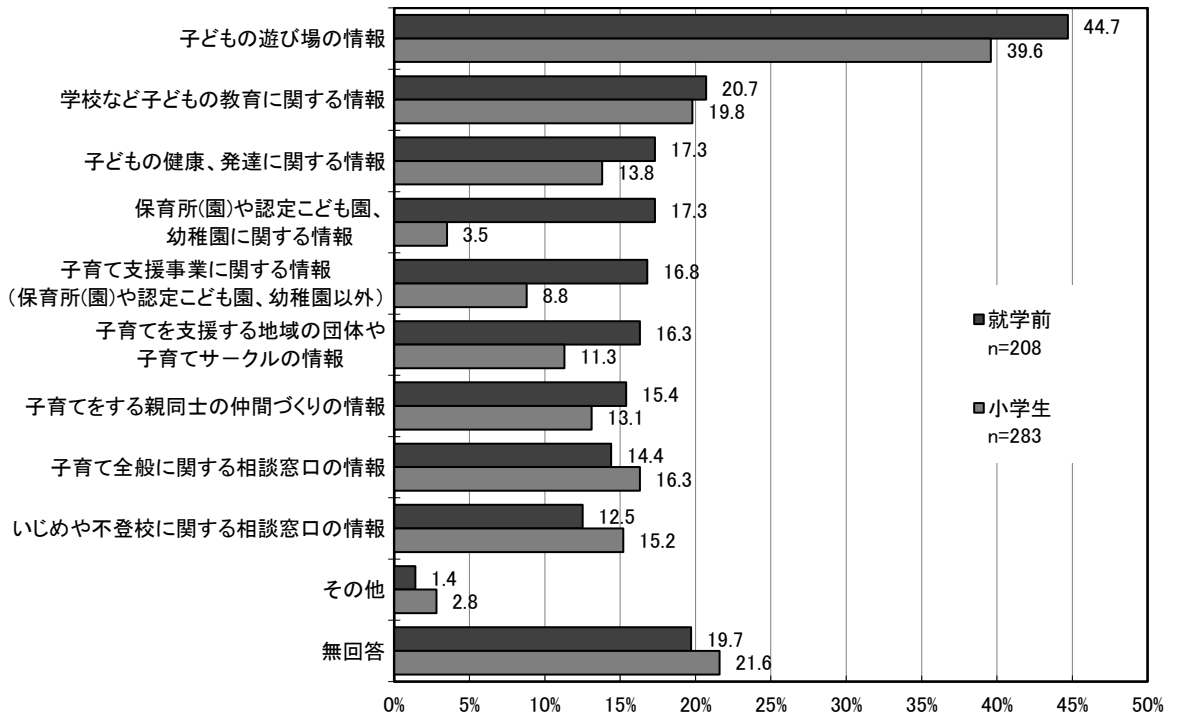
情報の入手方法について、就学前・小学生ともに、園や小学校、親族等身近な場所で入手している割合が高くなっています。就学前では、小学生と比較してSNSやウェブサイト等を利用している割合も高くなっています。

不足していると思う情報について、就学前・小学生ともに「子どもの遊び場の情報」が最も高くなっています。就学前では、小学生と比較して施設・事業等に関する情報のニーズも高くなっています。

■情報の入手方法



■不足していると思う情報



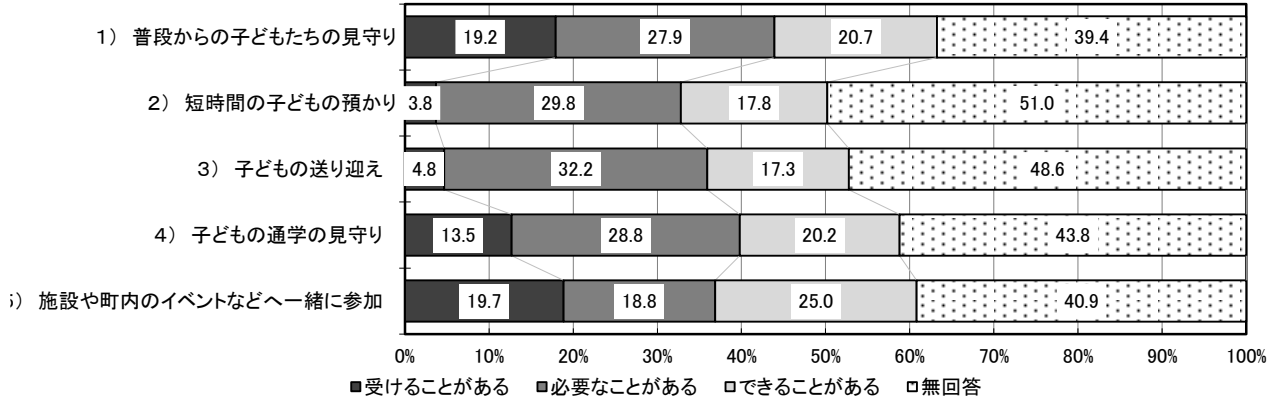
⑥地域での子育てについて

地域の人からのサポートの状況をみると、「必要なことがある」の割合について、就学前・小学生ともに「子どもの送り迎え」や「短時間の子どもの預かり」の割合が高くなっています。

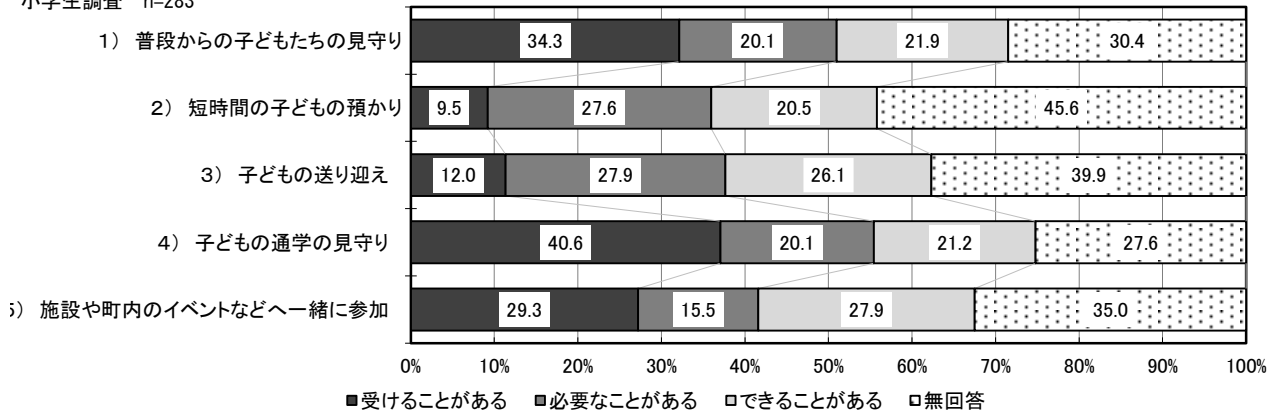
全体的に小学生と比較して就学前では「受けることがある」の割合が低く、地域とのつながりを実感できていないと考えられます。

■ 地域の人からのサポートについて

就学前調査 n=208



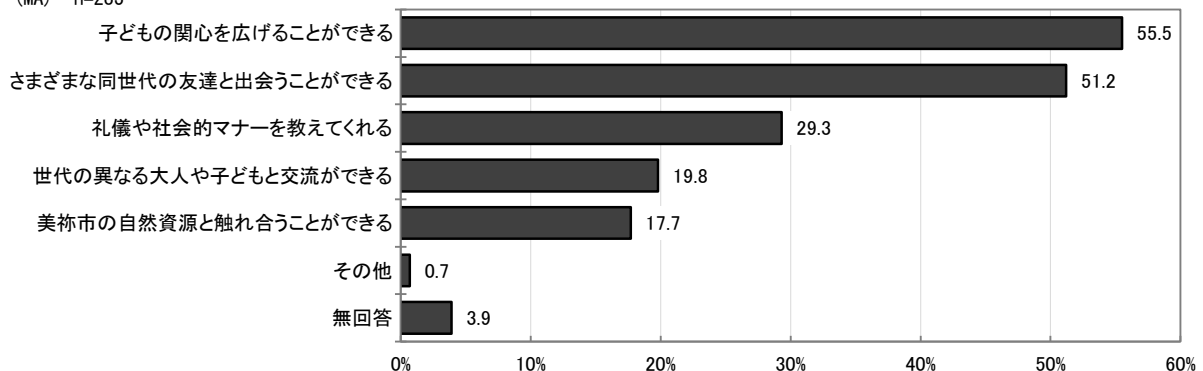
小学生調査 n=283



子どもに参加させたい地域活動やサークル活動について、「子どもの関心を広げることができる」「さまざまな同世代の友達と出会うことができる」「礼儀や社会的マナーを教えてくれる」の順に割合が高くなっています。

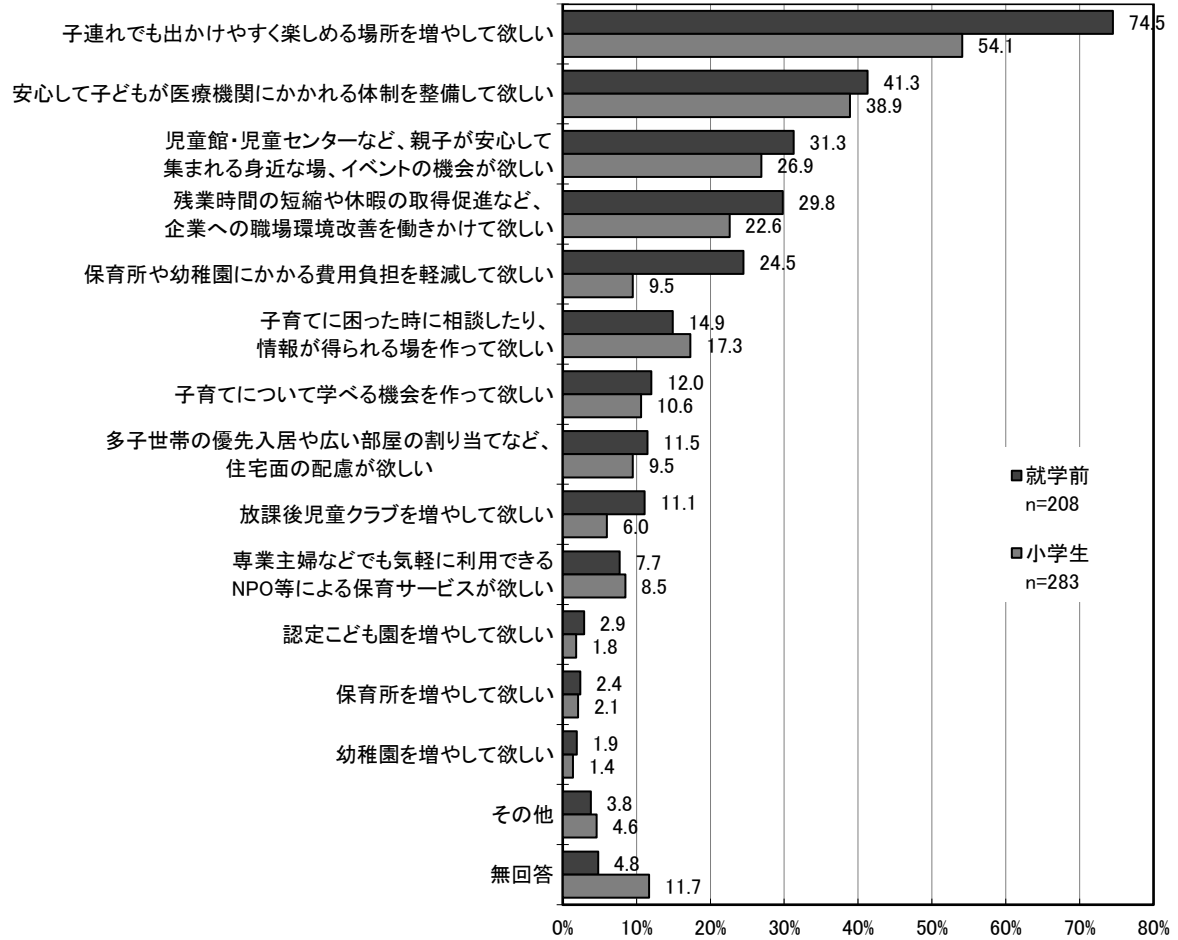
■ 子どもに参加させたい地域活動やサークル活動

(MA) n=283



⑦行政の子育て支援の施策について充実してほしいもの

就学前・小学生ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が最も高くなっていますが、特に就学前において高い割合となっています。



3 第3期計画に向けての課題

(1)社会情勢の変化を踏まえたサービスの充実

近年、全国的に共働きの子育て家庭が増加しており、就業率の高まりに合わせた保育サービスの充実が求められています。

本市においても、フルタイムで就労している母親の割合は前回調査と比較して高くなっており、それに伴い認可保育所や認定こども園の利用を希望する割合が高くなっています。また、仕事と子育ての両立において大変なことについては、「子どもや保護者が病気・けがの時の対応」の割合が最も高く、病児・病後児保育の利用を希望する割合についても前回調査と比較して高くなっています。

保護者のニーズに対応できるよう、教育・保育サービスのニーズの把握とそれに沿った提供体制の見直しなどを適切に実施していくことが必要です。

(2)子どもの居場所づくり

全国的な傾向として、学童保育を利用する児童の割合は年々増加傾向にあり、令和5(2023)年5月1日時点でも放課後児童クラブの待機児童数は過去最多となりました。

本市のアンケート調査では、保護者がフルタイムで働く場合や子どもが低学年の場合に放課後児童クラブの利用を希望する割合が高くなっており、放課後の子どもたちの生活の場や居場所の支援の充実が求められます。また、放課後児童クラブについては、平日だけでなく、夏休みや冬休みなど長期休業期間の利用希望にも対応できるよう、時間延長など利用を希望する子どもの受け入れも併せて、体制の整備や人材の確保が必要です。

(3)仕事と子育ての両立支援

本市の女性の就業率について、経年で比較すると「M字カーブ」の状況は改善され、子どもが生まれても働き続ける女性が多くなっている状況が見受けられます。ニーズ調査においても、フルタイムで働く母親の割合は増加しており、仕事と育児の両立支援のニーズは高まっていると考えられます。

仕事と子育ての両立において大変なこととして、子どもや保護者が病気等の時の対応のほか、時間外労働や職場の理解など、就業先の環境に関する項目の割合も高くなっています。働きながら子育てできる職場環境づくりについて、企業側の理解と取組を促進する必要があります。

(4)配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

アンケート調査では、子育ての不安について、就学前では「子どもの病気や発達」の割合が最も高くなっています。就学前の子どもを持つ保護者については、産後ケア事業や乳幼児健診などの機会を通じて、不安や負担の解消を図ることが重要です。また、支援が必要な場合は福祉分野とも連携し、早期の支援につなげられる体制の構築が求められます。

小学生では「経済的な不安、負担がある」の割合が最も高くなっています。本市では、母子世帯の数が令和2（2020）年を除いて増加傾向となっており、経済的に不安を感じているひとり親家庭や生活困窮家庭については、個々に寄り添う充実した支援と、関係機関と連携したサポート体制の確立が必要です。

(5)安心して子育てができる環境づくり

アンケート調査では、地域での子育てについて、就学前・小学生ともに「子どもの送り迎え」「短時間の子どもの預かり」等において地域のサポートを必要としていることがうかがえます。地域の人からのサポートが求められる一方で、特に就学前においてはサポートを「受けることがある」の割合が全体的に低くなっており、地域と子育て家庭の関係づくりに取り組むことが重要です。

「充実して欲しい子育て支援策」について、前回調査に引き続き就学前・小学生ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」の割合が最も高く、特に就学前において高くなっています。安全が確保できる公園・児童遊園の適切な維持管理と設備の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

令和5（2023）年に施行されたこども基本法においては、「全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組む」こととされています。

本市においては、これまで行政、保護者及び地域住民、関係団体が連携しながら、地域全体で子育てを支えてきました。

子育ては、次世代を育むことであり、地域を支える担い手を育てることであります。これからも地域全体でつながり、子育てに夢と希望を持ち、また誇りを持ってひとにやさしい、笑顔あふれる子ども達を育ていけるよう、本計画の理念につきましては、第2期計画の理念を踏襲し、次のとおりとします。

【基本理念】

みんなで子育て！ 支え合い！
夢と笑顔が育つまち 美祢



2 計画の基本的な視点

これまでの計画策定における基本的な方針を踏まえ、引き続き、次の3つの視点を持って「子ども・家庭・地域」を中心とする子育て支援の施策を展開します。

1 子どもたちの健やかな成長を支援する視点

本計画の推進にあたっては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本として、子どもの視点に立ち、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮し、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、子どもの健全育成の取組を進めていきます。

2 すべての子どもと家庭を支える視点

親にとって、子どもの成長は喜びですが、子育てには多大な努力も求められます。それぞれの家庭において、親が子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるよう、すべての子どもと家庭を広く支援するという視点に立った取組を進めていきます。

3 社会全体で子どもと子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもとに、子育ては、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題です。子どもを育てることについて、社会全体で関わる意識を醸成し、子どもや子育て家庭を支えていく制度の整備を進めます。

3 基本目標

基本理念を実現するための本計画の目標として以下の6つを設定します。

基本目標1 地域における子育ての支援

核家族化の進行や共働き家庭の増加などを背景に、家庭の養育力の低下や子育てに不安や負担を感じる保護者が増えていると考えられ、専門的な相談・支援窓口の充実のほか、同じ悩みを持つ保護者同士で悩みを分かち合うことが、不安や悩みの解決のための重要な手段となります。

本市では、子育て支援サービス及び情報提供の充実に取り組むほか、保護者同士の交流の機会づくりや、地域で助け合う仲間づくりの支援等に取り組めます。また、子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育むため、子どもたちの居場所を設けるとともに、家庭・学校・地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域全体で子どもを育てる環境を整備します。

近年、国ではすべての子ども・若者が等しく権利を尊重され、健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の考え方が示されています。こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもの意見に耳を傾け、権利を尊重することのできる地域づくりに取り組めます。

基本目標2 子どもや母親の健康の確保及び増進

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるためには、産まれる前からの切れ目のない支援が必要となります。本市においては、母子健康手帳交付時からのきめ細やかな相談・保健指導や妊産婦・乳幼児などの訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査、小児医療の充実等に努め、妊娠期からの不安の軽減や健康増進、子どもの健康づくりに取り組めます。

また、生涯にわたる健康づくりに向けては、子どもの頃からの望ましい生活習慣・食生活の実践が重要であることから、子どもの発達段階に応じた食育を推進します。

思春期保健対策について、子どもの健全育成のためには、思春期の子どもが性や性感染症に関する正しい知識を持ち、性差を十分に理解してお互いに尊重し責任ある行動ができるよう思春期保健学習の充実を図ることが重要です。子どもを取り巻く社会環境の変化も踏まえながら、子どもの実情に応じた性教育に取り組めます。また、喫煙や薬物などの危険行動についても、学習機会の充実や情報提供に取り組めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

少子化が進む中、将来を担う中高生が「親になりたい」という希望を持てる環境をつくることは非常に大切です。子どもを産み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取組を進め、次代の親の育成を推進します。

また、子どもを取り巻く社会環境は日々大きく変化しており、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。就学前施設での教育・保育の内容充実や環境整備を図るとともに、学校・家庭・地域や教育機関同士が連携し、子どもたちの思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさを育みます。

近年はスマートフォンの普及やインターネット・SNSの早期からの利用が進み、子どもがトラブルに巻き込まれるリスクが増大しています。子どもが有害情報に巻き込まれない力を身につけることができるよう、家庭・学校・地域などにおいて情報モラル教育の推進を図ります。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが家庭や地域の中で健やかに育っていくためには、住宅環境の整備やまち全体でユニバーサルデザイン²を推進することが重要です。本市では、良質な住宅の確保に取り組むとともに、安心して外出できる環境の整備に向けて安全な交通環境の確保や公共施設のバリアフリー化等に努めます。

また、子どもの交通事故や子どもが被害者となる犯罪が全国各地で発生する中で、本市では、地域ぐるみで子どもを交通事故や犯罪から守るための取組を推進します。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

共働きの子育て家庭が増加し、従来の「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識や長時間労働の慣行を見直す動きが活発になる中で、男女がともに家庭責任を果たすための支援が求められます。

本市では、家庭・地域・企業などの社会全体でワーク・ライフ・バランス³の実現を推進するため、企業や労働者に対する意識啓発や情報提供に努めます。また、保育サービスや放課後児童健全育成事業、病児保育事業などの両立支援のための各種サービスの充実と利用促進に努めます。

家庭における子育ては、家庭を構成する男女が、お互いに対等なパートナーとして共に担うものであることから、今後も家庭・地域・社会における男女の固定的役割分担意識の改善を積極的に促し、性別に関係なく個性や能力を伸ばせる男女共同参画社会の啓発に努めていくとともに、女性も男性と共に、仕事と家庭が両立できるような社会の実現に取り組みます。

基本目標6 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取組の推進

あらゆる状況において子どもの最善の利益が守られる社会の実現に向けて、要保護児童や障害児、ひとり親家庭など、様々な課題を抱える子どもたちが必要な支援を受けることができるよう、体制を整備することが重要です。

また、保護者が経済的不安や障害、疾病を抱えている等、複合的な問題を抱えている家庭も多く、子どもの支援を行うためには保護者支援も合わせて行うことが重要です。

こども家庭センターを中心として、児童相談所、保健所、医療機関、保育所、各種学校、庁内担当部局等の関係機関との連携を図り、重層的な支援体制の充実を図ります。

² ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

³ ワーク・ライフ・バランス：働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の柱】

みんなで子育て！支え合い！
夢と笑顔が育つまち
美祢

基本目標1 地域における子育ての支援	地域における子育て支援サービスの充実
	子育てしやすい地域づくり
	子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進
	こどもまんなか社会 ⁴ の実現
基本目標2 子どもや母親の健康の 確保及び増進	子どもや母親の健康の確保
	「食育」の推進
	思春期保健対策の充実
	医療体制の充実
基本目標3 子どもの心身の健やかな 成長に資する教育・保育環境 の整備	次代の親の育成
	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育 環境などの整備
	就学前教育・保育の充実
	家庭や地域の教育力の向上
基本目標4 子育てを支援する 生活環境の整備	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	良質な住宅の確保
	安心して外出できる環境の整備
基本目標5 職業生活と家庭生活との 両立の推進	子どもの安全の確保
	ワーク・ライフ・バランスの実現のための 働き方の見直し
基本目標6 支援を必要とする子どもへの きめ細かな取組の推進	男女共同参画社会の実現
	児童虐待防止対策の充実
	ひとり親家庭などの自立支援の推進
	ヤングケアラー ⁵ への支援
	障害児施策の充実

⁴ こどもまんなか社会：すべての子ども・若者が等しく権利を尊重され、健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せに暮らせる社会のこと。子どもにとっての最善の利益を第一に考えるとともに、意見に耳を傾け、施策等に反映することが求められる。

⁵ ヤングケアラー：ケアラーとは、心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人などに対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行う人のこと。ケアラーのうち18歳未満の人がヤングケアラー。

第4章 行動計画

基本目標1 地域における子育ての支援

(1)地域における子育て支援サービスの充実

【課題と方向性】

- ・すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6（2024）年4月にこども家庭センターを設置しています。
- ・地域子育て支援拠点事業については、きららクラブが廃止となったため、出張子育て広場の開催などにより対応しています。利用者は増加傾向にあり、今後も子育て家庭が地域で孤立することがないように、周知に取り組むとともに利用者の増加を図ります。
- ・物価高騰が続く中、安心して子育てをするためには経済的支援が重要となっています。国でも児童手当の拡充が行われる中で、本市では独自の取組として、こども医療費助成制度や保育料等軽減事業を行っています。今後も引き続き、社会情勢の変化に応じた対象の範囲の見直し等を行い、安心して子育てができるよう取り組みます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知とともに援助会員の増加を図り、様々なニーズに対応できる体制づくりに努めます。

①相談支援体制の充実

子育てなどに関する保護者の悩みや不安を軽減し、楽しく子育てができるように、地域子育て支援拠点などで妊産婦や子育て世帯が自由に集い、いつでも気軽に相談でき、子育てなどに関する情報を提供できる育児相談などの事業の充実を図っていきます。

主な施策		関係課
■こども家庭センターを中心とした相談支援の実施 令和6（2024）年度より、児童福祉と母子保健の一体的な支援等を行うこども家庭センターを設置しています。こども家庭センターにおいて子どもに関する様々な相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携した支援に取り組みます。		子育て支援課
令和11（2029）年度までの目標	継続	
■地域子育て支援拠点事業 妊娠期から子育て期家庭の交流や、相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行う場を設置しています。子育て家庭の孤立を防ぐため、地域の実情に応じて定期的な開催に努めます。		子育て支援課
令和11（2029）年度までの目標	実施箇所：3カ所を継続	

②子育て家庭への経済的支援の充実

保護者の養育費・教育費の負担軽減を図り、安心して子どもを産み、育てられるように、国、県と連携して各種手当・助成制度の充実を図ります。

主な施策	関係課
<p>■児童手当 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、子育てに伴う経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長を図ることを目的として手当を支給します。国の動向に合わせて適切に支給できるよう、必要に応じてシステムの見直し等を行います。</p>	子育て支援課
<p>■児童扶養手当 ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進し、児童福祉の増進と児童の健全な育成を図ることを目的として手当を支給します。</p>	子育て支援課
<p>■特別児童扶養手当 身体または精神に、中・重度の障害を有する 20 歳未満の児童を養育している保護者に対して生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。</p>	子育て支援課
<p>■障害児福祉手当 障害の程度が著しく重度で、常時特別の介護を要する 20 歳未満の在宅の児童に対して生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。</p>	福祉課
<p>■乳幼児医療費助成制度 乳幼児(小学校就学前まで)を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を助成します。 ※所得要件はありません。</p>	子育て支援課 福祉課
<p>■ひとり親家庭医療費助成制度 ひとり親家庭の保健の向上に寄与し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を助成します。</p>	子育て支援課 福祉課
<p>■こども医療費助成制度 小学生、中学生、高校生を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を助成します。 ※所得要件はありません。</p>	子育て支援課 福祉課
<p>■障害者（児）医療費助成制度 身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の障害者を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を助成します。</p>	福祉課
<p>■幼児教育・保育の無償化 子育て世帯の負担軽減のため、3 歳～5 歳の保育園・認定こども園などの利用料が無償です。（住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳も対象）さらに、保護者に対して副食材料費の補助を行います。</p>	子育て支援課
<p>■幼児教育・保育の無償化（未移行幼稚園） 幼児教育・保育の無償化のため、保護者に対し、入園料及び保育料の補助を行います。 さらに、保護者に対して副食材料費の補助を行います。</p>	子育て支援課

主な施策	関係課
■保育料軽減事業 多子世帯に対して、第1子の保育料を減免するとともに、第2子以降の保育料の無償化を行います。	子育て支援課
■就学援助費 子どもを小・中学校に就学させることが経済的に困難な家庭に対して、学用品費や学校給食費、修学旅行費を補助します。	学校教育課
令和11(2029)年度までの目標 継続	
■特別支援教育就学奨励費 子どもが小・中学校の特別支援学級に通っている保護者に対して、学用品費や学校給食費、修学旅行費などを補助します。	学校教育課
令和11(2029)年度までの目標 継続	

③多様な子育てニーズへの対応

保護者の多様なニーズに対応し、安心して子育てができるよう、ファミリー・サポート・センター事業などの充実に努めます。

主な施策	関係課
■ファミリー・サポート・センター事業 事業の普及啓発に努め、援助会員の増加を図るとともに、子どもの送迎や放課後の預かりなどの利用促進を図ることで、様々な子育て家庭への支援を行います。	子育て支援課

(2)子育てしやすい地域づくり

【課題と方向性】

- ・アンケート調査より、就学前の保護者では施設や子育て支援事業に関する情報のニーズが高く、小学生の保護者では子どもの遊び場に関する情報のニーズが高くなっており、子どもの年齢によってニーズの高い情報には違いがみられます。それぞれの要望に応じて必要な情報を得ることができるよう、「つぼみねっと」や「みね子育てアプリ」など多様な媒体を活用し、美祢市の子育てに必要な情報の提供を図っていきます。
- ・地域全体での子育て支援の実施に向けて、地域住民の子育て参加を促すとともに、保護者同士の仲間づくりを支援することが重要です。母子保健推進員等と連携し、子育てしやすい地域づくりに向けて取組を進めます。

①情報提供体制の整備

地域の子育て支援サービスを知らないまま、仕事と子育ての両立に悩む保護者も少なくありません。このため、広報「げんきみね。」や子育て応援サイト「つぼみねっと」など、多様な方法で子育て支援や保育園・認定こども園関係などの情報提供を行っていきます。

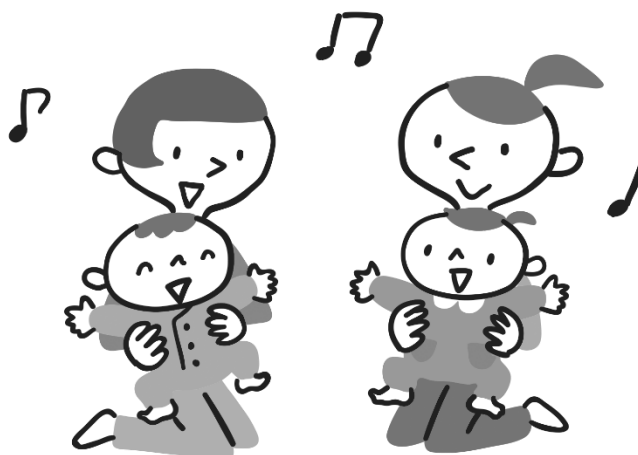
主な施策	関係課
■子育て情報の収集・提供 子育てに関する情報の一元化を図るため、子育てに関する制度や、子どもの健康、身近な地域の育児に関する情報を収集し、市広報や子育て応援サイト「つぼみねっと」、「みね子育てアプリ」などにより提供します。	子育て支援課
令和11(2029)年度までの目標 継続	

②子育ての仲間づくりの支援

子育て中の親だけでなく、誰もが気軽に参加することができ、子育て中の親同士や地域の様々な人たちが交流できるとともに、子育てに関する相談が気軽にできる場や機会を提供し、母親の育児疲れを解消し楽しく子育てができるよう支援します。

また、親子で一緒に参加できる遊びや行事など、地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスを行うため、母子保健推進員などを中心とした育児支援に取り組みます。

主な施策		関係課
■子育てサークル等の活動支援 子育てサークル等の活動を支援し、地域での子育てを支える環境づくりを進めます。また、情報や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどを行います。		健康増進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	子育てサークル：継続実施 サークルの合同開催：年 1 回を継続	
■母子保健推進員活動の支援 市から委嘱を受けた母子保健推進員が、担当地区内の妊婦や未就園児などの子育て家庭を訪問し、乳幼児健康診査や育児相談などを紹介するとともに、子育てについての相談に応じます。		健康増進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	訪問活動の継続	
■認定こども園・幼稚園の子育て支援活動 未就園児の親子サークルを伊佐中央幼稚園、美祢幼稚園の 2 園で実施しています。在園児との交流や保護者同士の交流の場を提供し、子育て世帯の孤立防止や仲間づくりを支援します。		子育て支援課



(3)子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

【課題と方向性】

- ・共働きの増加や少子化、地域のつながりが薄れることにより、子どもたちが遊び、学び合う機会が少なくなってきました。そのため家庭や学校以外の居場所がなく、孤立して困っている子どもに気付きにくい社会になっています。地域と連携し、社会全体で子どもたちを見守ることが必要となっています。
- ・市内のこども食堂と連携し、食べることを通じて子どもと地域の交流の場を提供することで、孤独感の解消につなげ、子どもの居場所づくりの推進を図ります。
- ・市内の子ども数の減少とともにスポーツ少年団に加入する児童も減ってきています。各少年団と連携を図り、スポーツを行うきっかけづくりの活動を引き続き実施していきます。
- ・放課後子ども教室については、内容や回数などを工夫・改善しながら、子どもたちにとってより充実した活動になるように取り組んでいきます。

①各種団体の協力・交流活動の促進

子どもたちが、一人ひとりの個性を發揮し、主体的に生きていく力を育むために、子ども自身が主体的に、文化・スポーツなどの活動や地域活動を実践し体験していくことは重要なことです。このため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員だけでなく、老人クラブ、婦人会、子ども会、スポーツクラブなど市で組織化している団体と協力して、子どもがこれらの活動に参加できる体制を整備していきます。

主な施策		関係課
■スポーツ活動の推進 スポーツ少年団活動の支援などを通じて、心身ともに健康な体力づくりを推進します。また、子どもがスポーツを行うきっかけづくりのため、様々なスポーツ団体の活動状況などを市広報やホームページをさらに活用し、情報提供を行っていきます。	令和 11 (2029) 年度までの目標	生涯学習スポーツ推進課
	継続	
■児童センター 児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにするため、小中学生の集える場や親子の交流・相談の場を提供します。	令和 11 (2029) 年度までの目標	子育て支援課
	継続	
■放課後子ども教室 市内の子どもたちを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行います。各地域の実情に合わせながら、放課後児童クラブと連携し、子どもたちの豊かな体験活動の提供や居場所づくりに取り組みます。	令和 11 (2029) 年度までの目標	生涯学習スポーツ推進課
	放課後子ども教室の実施学区：放課後児童クラブと連携し、全学区を継続	

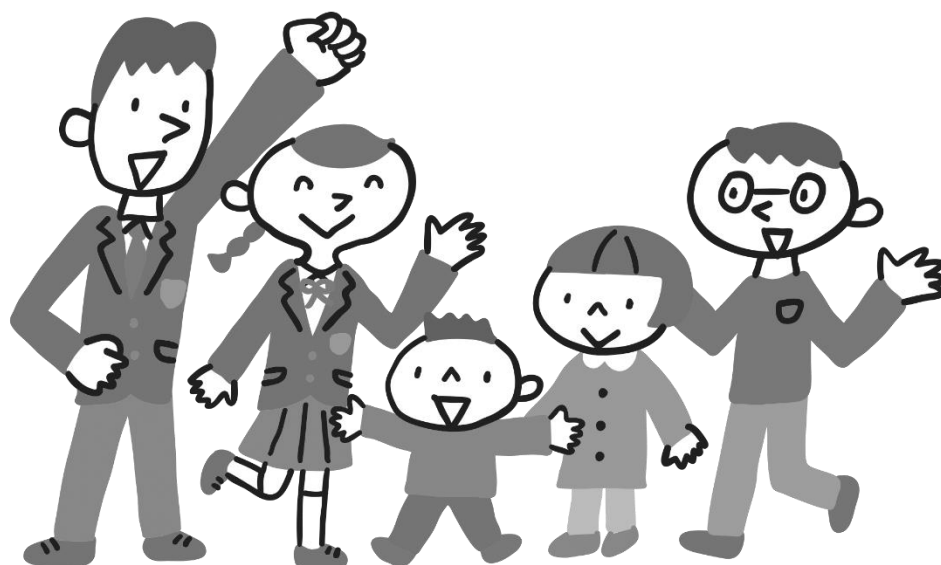
(4)こどもまんなか社会の実現

【課題と方向性】

- ・国では令和5（2023）年に「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会として「こどもまんなか社会」をめざすことが示されました。
- ・こどもまんなか社会に向けては、子どもの意見を聞くことが重要となります。あらゆる場面で子どもの権利が尊重され、子どもが意見を表明できる機会を確保できるよう、市全体への周知・啓発等に努めます。

①こどもまんなか社会実現に向けた機運醸成

主な施策	関係課
■こどもまんなか社会の周知啓発 あらゆる場面においてこどもの意思や権利が尊重されるよう、こども基本法やこどもの権利等の周知・啓発に努めます。	子育て支援課
■こどもの意見を聞く機会の確保 こどもの意見を市の施策に反映できるよう、こどもの意見を聞く機会づくりに努めます。	子育て支援課
■あらゆる主体による「こどもまんなかアクション」の実施 行政だけでなく、市内の企業や団体等が主体となって「こどもまんなかアクション」に取り組めるよう、働きかけを行います。	子育て支援課



基本目標2 子どもや母親の健康の確保及び増進

(1)子どもや母親の健康の確保

【課題と方向性】

- ・令和6（2024）年4月から、母子保健と児童福祉の両機能からの支援を行うこども家庭センターを設置しています。こども家庭センターを中心に様々な関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- ・母子健康手帳の交付が未発行や後期（妊娠28週以降）にならないよう啓発活動に努めます。
- ・妊娠後も働く女性が増加していることから、妊婦教室については、対象者の意見を確認しながら休日での教室実施に今後も取り組みます。
- ・妊婦・乳児健康診査については、母子健康手帳交付時に定期検査受診の周知と、未受診者への対応を実施していきます。
- ・育児学級は、育児ニーズに合わせた教室運営を実施する必要があります。また育児相談を定期的実施することで、発育状態や育児などに関する不安や悩みの軽減に努める必要があります。

①母子保健事業の充実

子どもを産み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通じて健康を維持するため、「美祢市健康増進計画」に基づき、親子の健康保持・増進に対し適切な支援を行っていきます。

母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などの一層の充実に努めます。また、各種教室を開催し、母子保健知識の普及や啓発を図ります。

主な施策	関係課
■母子健康手帳 妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付します。ホームページやぴったりサービス等を活用し、母子健康手帳の早期交付を推進します。 令和11（2029）年度までの目標 母子健康手帳交付数：全数	健康増進課
■乳児・新生児など訪問指導 保健師等が家庭訪問し、育児に関する相談や情報提供を行います。 令和11（2029）年度までの目標 乳児・新生児等訪問：全戸	健康増進課
■両親学級 妊娠期を安心、安全に過ごすために両親学級を行います。 令和11（2029）年度までの目標 両親学級の継続	健康増進課
■妊婦・乳幼児健康診査 妊娠の健康状態や乳幼児の発育状態を見るために身体計測や検査を行います。母子健康手帳交付時には周知を行うとともに、未受診者への対応に努めます。 令和11（2029）年度までの目標 妊婦健康診査：1人14回 乳児健康診査：全数 1歳6か月児健康診査：全数 3歳児健康診査：全数	健康増進課

主な施策		関係課
■生活習慣病予防 家庭での健康づくりを促すため、両親学級において生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発を行います。各世代に応じた教室を行います。		健康増進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	生活習慣病予防教室等の継続	

②育児支援の充実

乳幼児期の子育ての不安や疑問に対応するため、乳幼児健診などの場を活用し、親への相談指導などを実施します。

また、乳幼児の事故防止に関する意識啓発などを推進します。

主な施策		関係課
■育児学級 赤ちゃんの成長、離乳食、虫歯予防などの内容で開催します。		健康増進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	育児学級の継続	
■育児相談 身体計測や育児相談、離乳食相談を行います。		健康増進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	育児相談の実施：年 36 回を継続	
■事故防止など啓発の実施 育児学級や幼児健診などの機会を活用し、発達段階に合わせた事故防止情報やチャイルドシートの正しい着用、救急法などの指導を行います。		健康増進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	事故防止などの啓発の継続	



(2)「食育」の推進

【課題と方向性】

- ・「美祢市食育推進計画」に基づき、生涯を通じて健康で安全な生活を営むことができるように、家庭、保育園・認定こども園、学校、地域、企業、行政の協働による食育を推進します。
- ・地域で食育活動が推進できるように、食生活改善推進員の資質の向上を図る必要があります。
- ・「食育ネットワーク会議」を開催し、子どもの食育活動を進めています。

①「美祢市食育推進計画」の策定

乳幼児とその親の元気が出る食生活の推進、食生活改善推進員をはじめとする地域での食育推進の核となる人材の育成・活動支援など、生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣の形成と健全な食生活の実践に向けて、「美祢市食育推進計画」を策定し、食育活動を推進しています。

②食に関する学習機会の充実

楽しい食事は健康な身体をつくるだけではなく、人間性の形成と家族関係づくりの基本となるものです。そのため子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じて食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくりなどの体験活動や、子ども参加型の取組を進めます。

主な施策		関係課
■学校教育における食育 学校給食を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成します。県産食材 100%給食を実施するなど、給食に可能な限り地元食材を使用するとともに、ご飯を中心とした和食献立や郷土料理体験を通じて地産地消の推進を図ります。また、栄養教諭と連携し、食べ物への感謝の気持ちの醸成や各学校への食に関する指導を図ります。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	学校栄養士部研修会の実施：年 5 回を継続	
■保育園・認定こども園における食育 保育園・認定こども園の食育担当者が食育に関わる研修などに参加し、各施設での日常の食事などを通して望ましい食習慣の形成を図ります。		子育て支援課
令和 11 (2029) 年度までの目標	継続	
■食生活改善推進員による食育の推進 市から委嘱を受けた食生活改善推進員が、親と子の料理教室などや地域で各世代に応じた食育活動を行います。		健康増進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	食生活改善推進員による食育活動の継続	
■食育ネットワーク会議の開催 地域、保育園・認定こども園、学校などと連携し、子どもの成長に合わせた内容で食育を推進します。		健康増進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	食育ネットワーク会議の継続	

(3)思春期保健対策の充実

【課題と方向性】

- ・学習指導要領に則り、市内全小・中学校で性教育及び自他の命を尊ぶ教育の推進・充実を図ります。併せて、LGBTQ+⁶などの性に関する現代的な課題について教職員及び児童・生徒の正しい理解を促す取組が必要です。
- ・喫煙、薬物などの生徒指導においては、指導する教師側が正しい知識を持つことが大切です。
- ・学校、保健センター及び地域が連携し、地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。

①性や性感染症予防に関する学習機会の充実

思春期における心と体の健康づくりを推進するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成を図っていきます。

主な施策		関係課
■性教育 すべての小・中学校において共通理解を図りつつ、保健体育や特別活動などにおいて、発達の段階を踏まえ、心身の発達や健康、性感染症などの予防に関する知識を身に付けさせるなど、計画的な指導を行っています。 また、LGBTQ+等の性に関する現代的課題について、教職員及び児童生徒の正しい理解を促す取組の充実を図ります。		学校教育課
令和11(2029)年度までの目標	教育課程に位置付けている学校数：全学校を継続	

②喫煙や薬物などに関する学習機会の充実

喫煙や薬物乱用などの危険行動に陥らないように、喫煙や薬物などが体に及ぼす様々な影響について学習の機会や情報提供を進めます。

主な施策		関係課
■生徒指導（喫煙・薬物・非行防止） すべての学校において、喫煙・薬物・非行防止のために、学級指導や全校集会で指導を行います。		学校教育課
令和11(2029)年度までの目標	指導を行った学校数：全学校を継続	
■薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室 すべての学校において、薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）などが児童、生徒、学生に対して、薬物乱用が体や社会に与える本当の恐ろしさについて、各種啓発用資器材などを活用した教室を実施します。また、各学校における継続的な指導を促します。		学校教育課
令和11(2029)年度までの目標	教室を開催した学校数：全学校を継続	

⁶ LGBTQ+：性の多様性を表す言葉で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Queer・Questioning（クエア／クエスチョニング）の頭文字と、それ以外の多様な性の在り方を包括する「+（プラス）」からなる。

(4)医療体制の充実

【課題と方向性】

- ・ 病院事業では常勤医師の確保が難しく、医療の縮小や制約が余儀なくされており、地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するため、行政・医療機関が連携し疾病の予防、早期発見から切れ目のない保健・医療連携体制の構築を図ることが必要です。
- ・ 医師確保のため関係機関との連携強化に取り組んでいます。
- ・ 美祢市立病院において、平日の日中は毎日、山口大学医学部附属病院小児科医師が外来診療を実施しています。
- ・ 美祢市立病院では年末年始に1日程度、小児診療を実施しています。
- ・ 引き続き関係団体及び医療機関、2つの市立病院間の連携に努めます。

①小児医療の充実

小児医療の充実は、母子保健とともに、安心して子どもを産み育てるための環境づくりとして重要です。

子どもの急病時などに適切な対応が可能となるよう、小児医療体制の充実を図ります。

主な施策		関係課
■医療体制の充実 医師確保のため関係機関との連携強化に取り組めます。また各医療機関とも患者紹介などで連携を図ります。 長期休診期間中に小児科診療が実施できるよう、医療機関等に働きかけを行います。		病院事務局 健康増進課
令和11(2029)年度までの目標	継続	
■小児診療施設の確保と周知 現在市内には、夜間の小児診療施設がないため、市外で利用できる施設やオンラインの医療相談窓口等を紹介するパンフレットを配布するなど、市民への周知を図ります。		健康増進課
令和11(2029)年度までの目標	継続	

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育・保育環境の整備

(1)次代の親の育成

【課題と方向性】

- ・子どもを産み育てることの意義に関する学習については、福祉部局との連携を図り、充実した学習機会を提供します。
- ・乳幼児ふれあい体験については、コミュニティ・スクール⁷や家庭教育支援の取組とも連携し、効果的に実施する必要があります。
- ・若者の就労について支援するため、就職ガイダンスはキャリア教育との連携を視野に入れた事業強化を行います。併せて、若者サポートステーションとの関係を強化します。

①子どもを産み育てることの意義に関する学習機会の提供

子育てに喜びや楽しみを感じることでできる家庭づくりを行うために、子育てにおける家庭の重要性や、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する学習機会の提供とともに、子育てに係る意識啓発活動を推進します。

②乳幼児とのふれあいなど体験学習の充実

次代の親となる中学生・高校生などが、命の大切さを実感したり、自然に子育てへの関心が持てたりするよう、小さな子どもとのふれあい等、体験学習を拡充していきます。

主な施策		関係課
■乳幼児ふれあい体験 市内全中学校の家庭科の学習などの中で、近隣の保育園・認定こども園などの乳幼児とふれあい体験を実施します。		学校教育課
令和11(2029)年度までの目標	実施している中学校：全学校	

③若者の就労意識の向上

若い世代が安心して家庭を築き、子どもを産み育てるためには、経済的に自立した生活を確保することが重要です。

若者が自立して家庭を持ち、美祢市で暮らし続けることができるよう、若者サポートステーション等と連携した就労支援や市内企業の魅力紹介、キャリア教育等の取組を通じて若者の就労意識の向上を図り、適職選択による安定就労及び定住の促進に努めます。

⁷ コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組み。

(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

【課題と方向性】

- ・子どもを参加させたいと思う地域活動やサークルの特徴について、「子どもの関心を広げることができる」「さまざまな同世代の友達と出会うことができる」の割合が高くなっており、学校や地域との連携のもと、子どもの興味関心や社会性を育む教育を行うことが求められています。
- ・スクールカウンセラーの需要が高まり、緊急派遣依頼が増加していることから、対応を図っていく必要があります。
- ・子どもの豊かな育ちを支援し、地域づくりの担い手を育てていくため、コミュニティ・スクールの仕組みによる学校・家庭・地域の連携・協働の体制を強化するとともに、義務教育9年間を通じて連続的・系統的な教育活動を実践する「小中一貫教育」を実施します。
- ・「絵本読み聞かせ」については、時間変更など検討し、参加者の増加を図っていきます。また、読み聞かせを行う人材の確保・育成に取り組みます。
- ・ALTを1日1校の訪問とし、各校での内容充実を図っています。今後、小学校外国語の教科化に向け、ALTのよりよい訪問計画などの活用について検討します。
- ・教育環境の整備とともに教職員のスキル向上に努め、教育の質の向上に取り組みます。
- ・コミュニティ・スクールの機能も活用した保・幼・小・中・高の連携を推進することで、地域の子どもの18年間の育ちを見通した支援体制を整える必要があります。

①個性を伸ばす教育の推進

次代の担い手である子どもが個性豊かに成長できるように、確かな学力の育成、豊かな心の育成を推進します。

主な施策	関係課
■公設塾設置運営事業 学校と連携し、学校での教育を補完する形で、地域の方々の協力をいただきながら、子どもたちの好奇心を引き出し、新しいことに挑戦する力を育てる公設塾を設置運営します。 令和11(2029)年度までの目標 継続	学校教育課
■学力向上対策推進事業 教師の授業力を高め、客観的なデータをもとに児童・生徒の学力を分析し、具体的な取組を推進します。ICT活用にも取り組み、個別最適化学習と授業改善の取組を進めます。 令和11(2029)年度までの目標 全国学力調査の全国平均との差:向上	学校教育課
■キャリア教育の推進 小・中学校9年間の学びと夢をつなぐキャリアパスポートを作成し、児童・生徒一人ひとりに「志」を持たせます。中学校区単位でキャリア教育に関する共通理解を深めるとともに、各学校において取組を推進します。 令和11(2029)年度までの目標 全国学力調査児童・生徒質問用紙のアンケート結果の「将来の夢や希望を持っている」:向上	学校教育課

②教育相談の充実

いじめや不登校など児童・生徒の様々な悩みに適切に対応するため、保護者、学校及びスクールカウンセラー、専門機関が連携して相談指導体制の強化を図ります。

主な施策		関係課
■スクールカウンセラー 不登校や問題行動への対応について、指導・援助を行うことにより、児童・生徒の悩み、不安、ストレスの解決を図ります。 必要に応じて効果的に活用できるよう、緊急派遣等の取組について周知を進めます。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	スクールカウンセラーの指導などを行う学校数：全学校	
■ヤングテレフォンみね 幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、面接または電話で、不登校、非行や怠学、進路、いじめなどに関する相談に応じます。適切な利用に向けて、子どもや保護者への周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	テレホン相談一覧への掲載回数：年 1 回を継続	

③教職員への支援

心の教育や ICT（情報通信技術）⁸活用等の新たな時代に対応した教育などに適切に対応するため、教職員の各種研修や異業種体験の実施を奨励・支援し教育の質の向上につなげ、その成果が学校現場に還元されるよう努めます。

④教育環境の充実

ICT を活用した分かりやすい授業や専門的な授業を取り入れることにより、質の高い教育の実現に努めます。また、老朽施設の改修、設備の整備等を計画的に進め、安全・安心な教育環境を整備します。

主な施策		関係課
■一人一台のタブレット型端末を使用した教育環境の実現 一人一台のタブレット型端末を使用し、個に応じた学習や遠隔学習など、質の高い教育を実現・維持します。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	授業におけるコンピューターなどの ICT 使用割合：85%	
■学校施設の施設改修・改築 構造体の長寿命化やライフラインの更新などによって建物の耐久性を高めるとともに多様な学習内容形態による活動が可能となる環境の整備を行います。児童・生徒にとって過ごしやすい環境を提供できるよう、美祢市学校施設長寿命化計画等に基づき、計画的な改修等を進めます。		教育総務課
令和 11 (2029) 年度までの目標	継続	

⁸ ICT（情報通信技術）：Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス。

⑤地域の教育力の活用

市内全小・中学校をコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の対象校にすることにより、学校運営の透明性を高め、家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任を果たしつつ三者の知恵と力を結集し、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

主な施策		関係課
■学校運営協議会制度 学校と保護者・地域住民が目標を共有し、一体となって地域の子どもを育てていくことで、子どもの豊かな育ちを支援するとともに、そこに関わる大人達の成長を促し、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていきます。協議会の定期的な開催により連携強化を図るとともに、児童・生徒の意見の参画を進め、意見の把握に努めます。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	学校運営協議会の開催：全学校	

⑥豊かな心を育む教育の推進

次代の担い手である子どもが、健やかに成長するように、読書活動や食育などを通じて豊かな心の育成に努めます。

主な施策		関係課
■読書活動の推進 子どもたちが本にふれる機会の拡大とともに、親子で本に触れ合えるよう図書館の充実にも努めます。また、読書の大切さの意識啓発や読書活動推進の担い手となる人材の育成を図ります。		生涯学習スポーツ推進課
令和 11 (2029) 年度までの目標	継続	
■学校教育における食育（再掲） 学校給食を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成します。県産食材 100%給食を実施するなど、給食に可能な限り地元食材を使用するとともに、ご飯を中心とした和食献立や郷土料理体験を通じて地産地消の推進を図ります。また、栄養教諭と連携し、食べ物への感謝の気持ちの醸成や各学校への食に関する指導を図ります。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	学校栄養士部研修会の実施：年 5 回を継続	

⑦国際理解教育の推進

国際化がますます進展する中で、信頼される人として育っていけるよう外国語指導助手との連携により国際理解を深めます。

主な施策		関係課
■外国語指導助手の派遣 中学校に英語の授業の補助を行う外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を派遣します。また、小学校 3・4 年生の外国語活動、5・6 年生の外国語科にも ALT を派遣し、中学校の英語との滑らかな接続を行っています。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	ALT の学校への派遣回数：750 回	

⑧保・幼・小の連携

保育園・認定こども園・幼稚園、小学校の子どもや教職員の交流などを通じて、保・幼・小の連携を推進し、一貫した教育の充実を図ります。

主な施策		関係課
■連携教育事業 保育・授業参観や交流会、連絡会、園、学校だよりの相互送付などを通しての保・幼・小の連携を推進します。また、架け橋期のカリキュラムの作成や実践を通じて子どもの育ちと学びの充実を図ります。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	保・幼・小の交流会の実施小学校数：全学校	

(3)就学前教育・保育の充実

【課題と方向性】

- ・就学前施設では、遊びや生活を通して主体的・対話的で深い学びを実現することにより、生きる力の基礎を培います。
- ・就学前児童を対象としたことばの教室幼児部の実施場所が市内の中心でないため、通所に遠い地区の児童への対応が課題となっています。
- ・就学前児童の小学校への適切な移行のため、園訪問や市教育相談会、市教育相談支援チーム会議を活用し、関係機関と連携して気になる子どもの情報を共有し、必要に応じて小学校への情報提供を行うとともに、該当保護者に対する適正な就学指導を行います。

①教育環境の整備

安全な教育の実施のため、教育機材の充実や環境の整備を推進します。

②教育内容の充実

幼児一人ひとりの心身の健全な発達や基本的な生活習慣の定着を促す教育の実践や、長所や可能性など個性を伸ばすことができる教育内容の充実を図ります。

主な施策		関係課
■ことばの教室幼児部 言語等発達遅滞幼児に対する個人指導により言語療法を実施し、家庭や社会において心理的な安定を図るとともにコミュニケーションがとれるよう支援を行います。利用児童の円滑な就学に向けて、学校や特別支援教育地域コーディネーターとの連携強化に努めます。		学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	継続	
■乳児等通園支援事業 すべての子どもが、家庭とは異なる経験や同年代との交流を通じて成長できるよう、保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保護者就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業」の実施に向けて体制を整備します。		子育て支援課

③関係機関との連携強化

小学校への適切な移行など就学前教育のあり方について、家庭、保育園・認定こども園・幼稚園、小学校などと情報交換を行える連携体制づくりを進めます。

(4)家庭や地域の教育力の向上

【課題と方向性】

- ・家庭、学校及び地域などが連携を深めながら子育てや家庭教育に対する支援を図り、家庭及び地域の教育力向上に努める必要があります。

①家庭における教育の充実

核家族化、就労保護者の増加などにより、家庭での教育力の低下が指摘されています。このため、家庭教育の大切さについて親の意識啓発を図るとともに、家庭教育に関する相談体制の確立に努め、家庭における教育機能の向上を図ります。

主な施策	関係課
■家庭教育支援チーム 家庭教育に関する悩みを持つ小・中学校の保護者を対象に相談対応や情報提供、交流の場となる「子育ておしゃべり広場」の開催等の支援を行います。また、地域の状況に応じた取組が実施できるよう、地域ごとの家庭教育支援チームの設置を目指します。	生涯学習スポーツ推進課

②地域の教育力の向上

人とふれあう機会が少なくなった現代の子どもたちにとって、身近な地域の人々との交流は大切な経験です。このため、地域住民や関係機関などと協力して、地域の豊かな自然環境などの教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放などに積極的に取り組んでいきます。

主な施策	関係課
■体育施設開放 市の社会体育施設や小中学校体育施設をスポーツ少年団やスポーツサークルなどに開放し、スポーツの振興と心身ともに健康な体力づくりを推進します。	生涯学習スポーツ推進課
令和 11 (2029) 年度までの目標 継続	
■総合型地域スポーツクラブ設立・支援 生涯スポーツの振興や競技力の向上を支援し、地域において、子どもから高齢者まで好きな種目を楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた啓発活動及び各種研修会への参加を呼びかけます。スポーツフェスタ等のイベントの開催を通じて、研修会等の周知を図ります。	生涯学習スポーツ推進課
令和 11 (2029) 年度までの目標 継続	

(5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【課題と方向性】

- ・地域により青少年健全育成組織の活動状況に差異があり、育成組織の充実などを図る必要があります。
- ・スマートフォンなどの普及とともに長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪などが問題になっています。

①有害環境対策の推進

性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、DVDなどを陳列している店舗や施設などに対し、少年相談員と警察とが連携して、立入調査の実施、巡回指導などを行います。

主な施策	関係課
■こども環境クリーンアップ活動 有害図書の内容陳列法、夜間外出の規制の実効性を高めるため、毎年7月に少年相談員・美祢警察署と合同で図書類取扱店及び深夜営業施設に対する立入調査及び必要な指導を行っています。	生涯学習スポーツ推進課
令和11(2029)年度までの目標	継続

②情報モラル教育の推進

携帯電話などのインターネット普及が急速に進む中で、子どもたちの有害サイトへのアクセスの問題や「ネットいじめ」、携帯電話などへの依存など、大きな社会問題となっています。このため、子ども自身が有害情報などに巻き込まれない力を身につけることができるよう、メディアリテラシー⁹の観点から、家庭・学校・地域などにおける情報モラル教育の推進に努めます。

主な施策	関係課
■子どもネット安心利用対策促進事業 「青少年インターネット環境整備法」などにに基づき、地域ぐるみで有害情報対策に取り組む体制を構築します。関係機関と連携し、情報モラル教室や講座等の開催に取り組み、青少年が携帯電話やスマートフォンなどでインターネットを適切で安全・安心して利用するための対策や保護者に対する普及啓発を推進します。	生涯学習スポーツ推進課
令和11(2029)年度までの目標	継続

⁹ メディアリテラシー：メディア（情報の人々に伝える媒体や手段）からの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

(1)良質な住宅の確保

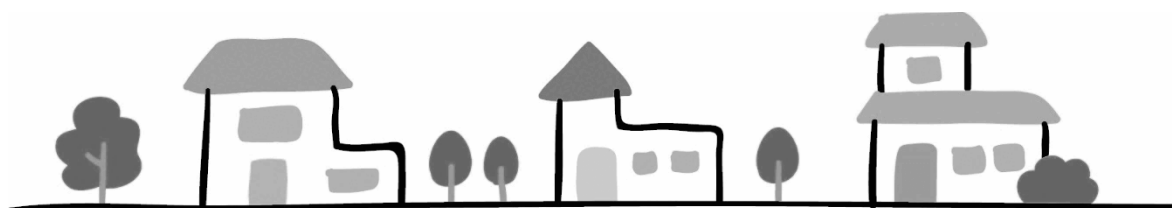
【課題と方向性】

- ・子どもが家庭や地域の中で健やかに育っていくためには、子どもや親が安心して活動できるような、ゆとりある生活空間が必要です。
- ・移住・定住支援のホームページを活用し、広くゆとりのある住宅の確保に資する情報提供体制のさらなる周知に取り組みます。また、市外在住者へ向け空き家の活用と定住を PR し、UJI ターンの増加を図ります。

①良質な住宅の確保

住宅に困窮する子育て世帯の居住を支援するとともに、子育て世帯の定住促進に資するため、市営住宅や、空き家など情報バンク制度などの住宅に関する情報提供や相談などを行います。

主な施策		関係課
■住宅に関する情報提供 市営住宅や空き家等情報バンク制度の募集情報を提供し、子育て世帯の空き家購入の促進や優先入居に取り組むことで、住宅に困窮する子育て世代の支援を行います。		建設課 地域振興課
令和 11 (2029) 年度までの目標	市広報、市 HP への市営住宅の募集情報提供：年 6 回 市 HP への空き家等情報バンク制度の情報提供：随時更新	
■みね暮らし定住応援事業 市内で住宅を取得する世帯に対して、18 歳以下の子が 3 人以上いる場合など一定の要件を満たす世帯に対し補助金を交付します。制度の周知に取り組むとともに、空き家等情報バンク制度とも連携し、制度の利用を促進します。		地域振興課
令和 11 (2029) 年度までの目標	継続	



(2)安心して外出できる環境の整備

【課題と方向性】

- ・アンケート調査では、充実してほしい子育て施策について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が最も高くなっており、安心して遊ぶことのできる場づくりが求められています。安全が確保できる公園・児童遊園の適切な維持管理と設備の充実を図る必要があります。
- ・地域が子どもや子育て家庭に配慮されたやさしい環境であることは、子どもを健やかに安心して産み育てるための重要な要素のひとつです。親子が安全に、かつ、安心して外出でき、利用しやすい施設整備や、子どもがのびのび活動できるまちづくりを目指します。
- ・安全・安心に通行することのできる歩道の確保のため、通学路などにおける合同点検の実施により、危険箇所の把握と対策を検討していきます。
- ・限られた財源の中で、効率的に公園や遊具の維持管理を行います。

①安全・安心に外出できる環境の整備

子どもが安全・安心に通学することができる環境を整備するため、歩道や自転車道、ガードレール、街路灯などの交通安全施設の整備に努めます。また、子どもや子ども連れの保護者が安心して遊ぶことのできる環境の整備に取り組みます。

主な施策		関係課
■交通安全施設などの整備 関係機関（地域・警察・学校）と連携し生活道路・通学路における危険箇所把握と対策案の検討を行うとともに、早期解決に向けた交付金などを活用した整備に取り組みます。		建設課 学校教育課
令和 11（2029）年度までの目標	交通安全施策などの定期的な点検・整備	
■公園緑地の整備及び遊具等の維持管理 市民が憩うことのできるコミュニティ活動の場として、定期的な草刈など、維持・管理業務を実施し、親しみやすい公園整備を進めます。 また、安全・安心で快適に利用できる公園を確保するため、定期的な保守点検を行います。		建設課 子育て支援課
令和 11（2029）年度までの目標	定期的な維持・管理業務：シルバーなど市内団体へ年間委託 定期的な保守点検：年 1 回	

②公共施設のバリアフリー化の促進

子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備を検討します。

(3)子どもの安全の確保

【課題と方向性】

- ・地域ぐるみで子どもを交通事故や犯罪から守るための取組を推進するとともに、子どもや保護者に対して交通安全や事故・犯罪に関する情報提供を行い、意識啓発に努めます。
- ・児童数の減少により、児童がいない地域が増えてきています。一方で、ひとりで通学する児童も増えているため、安心して通学できるよう継続して「子ども 110 番の家」を設置していきます。

①交通安全の推進

子どもを交通事故から守るため、警察や交通安全対策協議会などの関係機関と連携し、子どものみならず、大人の交通安全に関する知識と意識の普及・高揚を図ります。

主な施策	関係課
■交通安全の意識の普及 交通安全意識を高めるため、街頭キャンペーンや交通安全イベント、交通安全教室などを定期的で開催し、交通安全対策を推進します。また、登下校時の街頭指導等を行う交通指導員の確保に努めます。	総務課
令和 11 (2029) 年度までの目標 継続	

②犯罪被害の予防・防止

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、警察や防犯対策協議会などの関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取組を推進するとともに、子どもや保護者に対して事故・犯罪に関する情報提供を行い、意識啓発に努めます。

主な施策	関係課
■防犯意識の普及・啓発 関係機関と連携し、防犯ボランティア団体を中心とした地域ぐるみの防犯体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりが犯罪に巻き込まれないよう防犯情報の発信や防犯意識の高揚に努めます。	総務課
令和 11 (2029) 年度までの目標 継続	
■防犯灯の整備 夜間の犯罪防止のため、社会福祉協議会と共同で、各区が維持管理する防犯灯の設置、取替に係る費用を助成し、その維持に努めます。	総務課
令和 11 (2029) 年度までの目標 継続	
■「子ども 110 番の家」指定 子どもたちを犯罪や危険から守るため、「子ども 110 番の家」の指定を行います。指定においては、各校区の実情に合わせて行い、設置数の増加を図るとともに、のぼり旗の配布及び傷んだ旗の交換を行います。	生涯学習スポーツ推進課
令和 11 (2029) 年度までの目標 「子ども 110 番の家」指定箇所数：280 か所	

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

【課題と方向性】

- ・子育てをしながら働く女性が増加しており、仕事と子育ての両立が課題となっています。アンケート調査では、仕事と子育ての両立のために大変なことについて、「子どもや保護者が病気・けがの時の対応」が最も高くなっており、柔軟に対応できるよう職場や家庭での理解促進が求められます。
- ・男性が家事や子育てなどに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業生活のバランスが保たれたものにするのが重要です。アンケート調査では、「父母ともに」子育てを担っている割合が増加しており、男性の家庭参画が進んでいることがうかがえます。そのため、従来の働き方を見直し、男女ともに家庭責任を果たすための支援を図っていく必要があります。
- ・子どもが病気やけがの時などに保護者が休暇を取得できるなど、働きながら子育てできる職場環境づくりについて、企業側の理解と取組を促進する必要があります。
- ・仕事と子育ての両立支援サービスの1つである一時預かり事業について、なるべく保護者の希望の園での受け入れが出来るよう体制を整備する必要があります。また児童クラブについても一部の小学校区で定員超過が見込まれるため、安定した受け入れの確保が課題となっています。

①子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。そのため、労働者、事業主、市民に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに関する広報啓発や育児休業制度などの関係法制度に関する情報提供を行います。

また、育児休業制度の定着・促進や子どもが病気やけがの時に、保護者が休暇を取得できる環境づくりを、事業主を含めた関係機関で取り組んでいきます。

主な施策		関係課
■ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発 男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業などに対してフレックスタイム制、ワークシェアリング、在宅勤務など、多様な働き方について普及・啓発に努めます。 また、国・県との連携のもと、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「推進法」などについて、企業や労働者に対し啓発や情報提供を図ります。		商工労働課
令和11（2029）年度までの目標	市広報・HPなどによる情報掲載を継続 キャリアガイダンス参加企業への周知	
■継続就労可能な職場環境整備のための働きかけ 男女が仕事と子育てを両立しつつ、継続就労ができるよう、企業に対し子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨を啓発するとともに、子育てに対する理解と協力が得られるように努めます。		商工労働課
令和11（2029）年度までの目標	市広報・HPなどによる情報掲載を継続 キャリアガイダンス参加企業への周知	

主な施策	関係課
■育児休業等の利用に関する周知啓発 産後パパ育休や育児休業給付などの子育てと仕事の両立を支えるための支援制度について、制度の創設や改正について周知を徹底し、状況に応じた柔軟な活用を促します。	商工労働課

②子育てと仕事の両立の推進

既婚女性の労働力率の高まりや夜間の勤務、休日の勤務など働き方が多様化しており、その結果、保護者の保育ニーズの増加と多様化が進んでいます。

仕事と子育ての両立を支援するため、保育園・認定こども園などにおける保育サービスや病児保育事業、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業などの両立支援のための多様なサービスの充実と利用促進に努めます。また、希望に応じたサービスを利用できるよう、人材確保等受け入れ体制の整備に努めます。

(2)男女共同参画社会の実現

【課題と方向性】

- ・家庭における子育ては、家庭を構成する男女が、お互いに対等なパートナーとして共に担うものであることから、今後も家庭・地域・社会における男女の固定的役割分担思想の改革を積極的に促し、性別に関係なく個性や能力を伸ばせる男女共同参画社会の啓発に努めていくとともに、女性も男性と共に、仕事と家庭が両立できるような社会を実現していくことが必要です。
- ・男女共同参画を進める女性リーダーの育成や審議会などの女性委員に呼びかけ、女性リストの充実を図るなど、登用率の向上を目指し、「美祢市男女共同参画しあわせプラン」に掲げる施策の実現に向けて啓発する必要があります。

①男女共同参画社会の形成

「男性中心型労働慣行」と家庭における家事・育児は女性という「役割分担意識」が、男性の家事・育児などへの積極的な参画を妨げる原因ともなっていることから、男性の家事・育児などへの積極的な参画を促進するため、「美祢市男女共同参画しあわせプラン」に基づき、男女共同参画に関する取組を推進します。

主な施策	関係課
■「美祢市男女共同参画しあわせプラン」の推進 「美祢市男女共同参画しあわせプラン」に基づき、男女共同参画に関する広報・啓発の推進や男女共同参画社会に関する各種講座や教室の開催など、関係団体と一体となった取組を行います。	福祉課
令和 11 (2029) 年度までの目標	
各種審議会・協議会への女性の登用率：30%以上を継続	

基本目標6 支援を必要とする子どもへの きめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

【課題と方向性】

- ・令和6（2024）年度から、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の双方の機能を生かした支援を行うため、「こども家庭センター」を設置しています。虐待等様々な関係機関との連携による支援が必要な課題については、こども家庭センターが中心となって支援を行います。
- ・美祢市要保護児童対策地域協議会においては、児童虐待などについて複雑な案件で、対応が難しいケースが増えており、児童相談所をはじめ関係機関と連携しながら支援を進める必要があります。
- ・乳幼児などを対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭や、居住実態が把握できない家庭については、子どもに関わる関係部署と連携して、当該家庭の実態の把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、対応していくことが重要です。
- ・妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく適切な支援を行うため、総合的相談・支援体制の強化に努める必要があります。

① 虐待の発生予防

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導などの母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業の実施を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業などの適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止のための広報・啓発に努めていくとともに、家庭教育に関する講習会などにおいて児童虐待防止の意識向上を図っていきます。

主な施策	関係課
■こども家庭センターの設置 児童福祉と母子保健の一体的な支援等を行うこども家庭センターを中心に、子育てに困難を抱える世帯への支援や、虐待の予防及び早期発見に取り組みます。	子育て支援課
■養育訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などにより適切な支援を行います。	健康増進課 子育て支援課
■利用者支援事業（こども家庭センター型） 妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう、母子保健や育児に関する不安や悩み等に対し、こども家庭センターにおいて専門的な相談等を行います。	子育て支援課
■子育て世帯訪問支援事業 虐待リスクの低減に向けて、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みへの対応や、家事・子育て等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業の実施に努めます。	子育て支援課

②虐待の早期発見・早期対応

虐待を早期に発見し、早期に対応するために、児童相談所や民生委員・児童委員など、関係各機関との連携及び、情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取組の強化に努めます。

主な施策	関係課
■美祢市要保護児童対策地域協議会 教育・保健・福祉などの関係機関の情報共有や連携により、児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応や適切な保護を図るため、「美祢市要保護児童対策地域協議会」を活用し、情報の共有化と連携を推進します。	子育て支援課

(2)ひとり親家庭などの自立支援の推進

【課題と方向性】

- ・ひとり親家庭や生活困窮家庭については、個々に寄り添う充実した支援と、関係機関と連携した支援が必要です。
- ・ひとり親家庭は、ひとり親世帯では子育てと生計の維持を一人で担っていることから様々な困難を伴う場合があり、負担が大きくなりやすいと考えられます。
- ・ひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労支援の制度についての周知を広めていくことが必要です。

①家庭援護の推進

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生活を一人で担うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭などの自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、母子・父子自立支援員等による相談・助言などの指導体制の充実を努めます。また、母子・父子及び寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当などの各種助成制度の周知と活用を図ります。

主な施策	関係課
■母子・父子家庭などに対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口 母子自立支援員が母子・父子及び寡婦の生活や就労に関する相談に応じ、その自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。	子育て支援課
■特別児童扶養手当（再掲） 身体または精神に、中・重度の障害を有する 20 歳未満の児童を養育している保護者に対して生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として手当を支給しています。	子育て支援課
■児童扶養手当（再掲） ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進し、児童福祉の増進と児童の健全な育成を図ることを目的として手当を支給します。	子育て支援課
■ひとり親家庭医療費助成制度（再掲） ひとり親家庭の保健の向上に寄与し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を助成します。	子育て支援課 福祉課

主な施策	関係課
■母子・父子及び寡婦福祉資金貸付事業 母子・父子家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸し付けの相談を行います。	子育て支援課
■実費徴収に係る補足給付事業 保護者の世帯所帯の状況等により、保育園・認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成します。	子育て支援課
■生活困窮者等自立支援事業 生活困窮家庭等に対し、関係機関と連携を図りながら相談や支援を行います。近年は相談者の抱える課題が多様化していることから、関係機関等との連携を強化し、寄り添った支援に努めます。	福祉課

②就労支援の推進

ひとり親家庭の保護者の就業を促進し、自立を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得・職業訓練などに対して助成を行います。

主な施策	関係課
■ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 児童扶養手当受給に相当する所得の母子・父子家庭の母または父が、キャリアアップのために指定されている職業訓練講座を受講した場合、受講費の一部を給付します。必要に応じて制度を利用できるよう、周知に努めます。	子育て支援課
■ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 児童扶養手当受給に相当する所得の母子・父子家庭の母または父が、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など）取得のために養成機関で修業する一定期間、生計費の一部を補助します。必要に応じて制度を利用できるよう、周知に努めます。	子育て支援課

(3)ヤングケアラーへの支援

【課題と方向性】

- ・全国的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題が顕在化しています。
- ・ヤングケアラーの支援にあたっては、周囲の人が気づき支援につなげるアウトリーチの支援が重要となります。子どもに関わるあらゆる関係機関と連携し、課題の発見と支援につなげます。

①関係機関との連携による発見と支援

教育機関や地域等との連携によりヤングケアラーの発見に努めるとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して家族支援の視点から必要な支援につなげます。

(4)障害児施策の充実

【課題と方向性】

- ・アンケート調査では、就学前の育児の悩みとしては、「子どもの病気や発育・発達に関わること」が一番高いことから、地域子育て支援拠点や子ども家庭センターなどでの相談や育児指導により、育児不安の軽減を図り、早期発見に努める取組を今後も継続して実施する必要があります。
- ・障害児（者）が身近な地域で安心して生活できるようにするためには、障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てなく、普通の生活を送ることができるノーマライゼーションの理念に基づいた施策の展開の他、障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療を図ることも必要です。
- ・乳幼児健康診査や相談により経過観察が必要な子どもに対し、発達特性に応じた支援が適正にされるよう相談体制の充実を図ります。
- ・障害児保育については、障害児の受入について、保護者の要望する施設でなるべく受け入れることができるよう体制の整備を図っていくことが求められます。
- ・特別支援教育については、教育相談支援チームによる協議を行い、該当校への助言を行うとともに、必要な教育的支援の方向性について保護者との合意形成を適切に図ることが必要です。

①障害の早期発見と療育の充実

障害の早期発見に努めるとともに、それぞれの障害に応じた療育体制や相談体制を充実します。

主な施策	関係課
■早期発見の取組の充実 健診の結果、有所見児に対し、医療機関などへの受診奨励や療育相談会など関係機関と連携を図り、発育・発達の経過観察を行います。 令和 11 (2029) 年度までの目標 発達相談会の継続	健康増進課
■障害児保育 保育園・認定こども園において障害児の受け入れを推進するとともに、障害児への支援を図ります。保護者の希望する園で可能な限り受け入れられるよう、体制の整備や園への補助について検討を進めます。 令和 11 (2029) 年度までの目標 継続	子育て支援課
■デイケア推進事業 障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。また、音楽療法、理学療法、言語療法などの療育訓練も行います。 令和 11 (2029) 年度までの目標 継続	子育て支援課
■教育相談事業 スムーズな就学指導、障害の早期発見、早期支援を目的として、保護者のニーズに応じて、専門家を交えた教育相談会の実施により支援の充実につなげます。福祉分野とも連携し、早期からの支援に取り組みます。 令和 11 (2029) 年度までの目標 継続	学校教育課

②障害児教育の充実

特別な支援が必要な幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に取り組みます。

主な施策	関係課
<p>■特別支援教育</p> <p>児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、夢をつなぐ特別支援教育サポートチームを中心として関係機関同士の連携体制を強化し、適切な指導及び必要な支援を行います。</p>	学校教育課
令和 11 (2029) 年度までの目標	



第5章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第2期事業計画と同様、美祢市全域を提供区域として定めます。

2 定期的な教育・保育事業の提供体制

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

第2期事業計画と同様、次の区分とします。

対象事業	対象児童
1号認定（認定こども園及び幼稚園） ※2号認定の教育利用希望者を含む	3～5歳
2号認定（認定こども園及び保育園）	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育園＋地域型保育事業）	0歳、1・2歳

(2) 教育・保育事業の提供体制

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
令和5 (2023) 年度実績	実績①	46	217	30	45	53
	②供給量 (確保方策)	45	308	45	127	
	特定教育・ 保育施設	45	308	45	127	
	特定地域 型保育					
	差引②-①	-1	91	15	29	
令和7 (2025) 年度	①需要量の 見込み	32	173	32	37	45
	②供給量 (確保方策)	35	277	48	54	61
	特定教育・ 保育施設	35	277	48	54	61
	特定地域 型保育					
	差引②-①	3	104	16	17	16

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
令和8 (2026) 年度	①需要量の 見込み	28	158	30	39	46
	②供給量 (確保方策)	35	277	48	54	61
	特定教育・ 保育施設	35	277	48	54	61
	特定地域 型保育					
	差引②-①	7	119	18	15	15
令和9 (2027) 年度	①需要量の 見込み	26	148	29	39	45
	②供給量 (確保方策)	35	277	48	54	61
	特定教育・ 保育施設	35	277	48	54	61
	特定地域 型保育					
	差引②-①	9	129	19	15	16
令和10 (2028) 年度	①需要量の 見込み	24	135	27	37	42
	②供給量 (確保方策)	35	277	48	54	61
	特定教育・ 保育施設	35	277	48	54	61
	特定地域 型保育					
	差引②-①	11	142	21	17	19
令和11 (2029) 年度	①需要量の 見込み	23	135	26	35	39
	②供給量 (確保方策)	35	277	48	54	61
	特定教育・ 保育施設	35	277	48	54	61
	特定地域 型保育					
	差引②-①	12	142	22	19	22

※特定教育・保育施設：幼稚園，保育園，認定こども園

特定地域型保育：小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

国の指針に定められている地域子育て支援事業のうち、本市で取り組むのは、以下の16事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て世帯訪問支援事業
- ⑦子育て短期支援事業
- ⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑨一時預かり事業
- ⑩時間外保育事業（延長保育）
- ⑪病児保育事業
- ⑫放課後児童健全育成事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑮産後ケア事業
- ⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

①利用者支援事業（こども家庭センター型）

【事業の概要】

妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう、母子保健や育児に関する不安や悩みなどに対し、専門的な相談・助言などを行う。

【単位】

箇所

		令和5 (2023) 年度実績※	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
	①需要量の 見込み	1	1	1	1	1	1
	②供給量 (確保方策)		1	1	1	1	1
②-①	0		0	0	0	0	

※令和5（2023）年度までは母子保健型、令和6（2024）年度以降はこども家庭センター型で実施。

②地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

【単位】

人日/月

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	308	290	301	309	309	320
②供給量（確保方策）		290	301	309	309	320
②-①		0	0	0	0	0

③妊婦健康診査事業

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠・出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う。母子健康手帳の交付時に14回分の妊婦健康診査受診補助券を配布する。

【単位】

人回/月

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	629	720	672	636	600	564
②供給量（確保方策）		720	672	636	600	564
②-①		0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

【単位】

人/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	63	60	56	53	50	47
②供給量（確保方策）		60	56	53	50	47
②-①		0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【単位】

人/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	47	54	50	47	45	42
②供給量（確保方策）		54	50	47	45	42
②-①		0	0	0	0	0

⑥子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の自宅を訪問支援員等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児や家事に関する支援等を実施する。

【単位】

人回/年

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	80	80	80	80	80
②供給量（確保方策）	80	80	80	80	80
②-①	0	0	0	0	0

⑦子育て短期支援事業

【事業の概要】

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う。

【単位】

人日/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	0	0	0	0	0	0
②供給量（確保方策）		7	7	7	7	7
②-①		7	7	7	7	7

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業の概要】

乳幼児や小・中学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

【単位】

人/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	270	283	293	294	299	291
②供給量（確保方策）		283	293	294	299	291
②-①		0	0	0	0	0

⑨-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定

【事業の概要】

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

【単位】

人/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	707	655	607	576	532	535
②供給量（確保方策）		655	607	576	532	535
②-①		0	0	0	0	0

⑨-2 一時預かり事業（⑨-1以外）

【事業の概要】

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育園で保育を行う。

【単位】

人/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	596	474	461	444	418	411
②供給量（確保方策）		474	461	444	418	411
②-①		0	0	0	0	0

⑩時間外保育事業（延長保育）

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園などで保育を実施する。

【単位】

人/日

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	28	30	31	30	30	29
②供給量（確保方策）		30	31	30	30	29
②-①		0	0	0	0	0

⑪病児保育事業

【事業の概要】

病児について、病院保育の専用施設において、看護師や保育士が一時的に保育などを実施する。

【単位】

人日/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	210	168	173	176	172	175
②供給量（確保方策）		735	735	735	735	735
②-①		567	562	559	563	560

⑫放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に公民館、児童センターなどを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

【単位】

人/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	305	319	316	308	307	295
②供給量（確保方策）		390	390	390	390	390
②-①		71	74	82	83	95

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所帯の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する。また市外の未移行幼稚園に通う児童の副食材料費を助成する。

【単位】

人/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	12	24	24	24	24	24
②供給量（確保方策）		24	24	24	24	24
②-①		0	0	0	0	0

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る。

【供給体制】

今後、国の指針などにに基づき必要に応じて検討します。

⑮産後ケア事業

【事業の概要】

産後1年未満の母親と乳児に対して、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等を行う。

【単位】

人日/年

	令和5 (2023) 年度実績	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①需要量の見込み	0	20	20	20	20	19
②供給量（確保方策）		20	20	20	20	20
②-①		0	0	0	0	1

⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業の概要】

保育園等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間の範囲で就労要件を問わず柔軟に保育園等を利用できる事業。本市では、令和8（2026）年4月の給付化に合わせて実施する予定。

【単位】

人日/年

		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
0歳	①需要量の見込み		2	2	2	2
	②供給量（確保方策）		2	2	2	2
	②-①		0	0	0	0
1歳	①需要量の見込み		2	2	2	1
	②供給量（確保方策）		2	2	2	1
	②-①		0	0	0	0
2歳	①需要量の見込み		1	1	1	1
	②供給量（確保方策）		1	1	1	1
	②-①		0	0	0	0

